

厚 生 委 員 会

平成20年3月11日(火)

厚生委員会

日 時 平成20年3月11日(火)午前10時00分開会 - 午後4時20分閉会

場 所 役場3階 第2委員会室

出席委員 川端委員長、和田副委員長、中原、出口、谷本、辻下(文)、竹内
辻下(正)議長、鍛冶副議長

欠席委員 なし

傍聴議員 なし

出席理事者 石田町長、白井住民部長、入口住民部副理事兼税務課長、谷下住民部住民生活課長、
古橋住民部保険年金課長、萬谷住民部住民生活課長代理、芦田福祉部長、古谷福祉部地域
福祉課長、岸本福祉部高齢福祉課長、大山福祉部子育て支援課長、串山保健センター所長、
森下多奈川保育所長

案 件

(1) 付託案件について

(午前10時00分 開会)

川端委員長 皆さん、おはようございます。

今日は、本委員会の出席、ご苦労さまでございます。

ただいまの出席委員は7名、全員出席であります。

理事者におかれましても全員出席であります。

定足数に達しておりますので、これより厚生委員会を開催いたします。

議案の審議に尽くされましては、十分意を尽くされましてご審議いただき、あわせて議事が円滑に運びますよう、皆様のご協力をよろしくお願いいたします。

なお、携帯電話をお持ちの方は、マナーモードにさせていただくよう、お願いいたします。

それでは、3月5日の本会議におきまして、本委員会に付託を受けました議案14件の審査を行いたいと思います。

それでは、これより議事に入ります。

その前に、会議の進め方について、委員の皆さん、何かございませんか。

(「委員長一任」の声あり)

川端委員長 ありがとうございます。それでは、私の方から進めさせていただきます。

なお、理事者の答弁は、所属部署と氏名を言ってからお願いします。

議案第1号「平成19年度岬町一般会計補正予算(第4次)の件」のうち、本委員会に付託された案件について議題といたします。

本件について、担当課から説明をお願いします。

古橋住民部保険年金課長 平成19年度岬町一般会計補正予算(第4次)の件につきまして、ご説明をさせていただきます。

資料の1ページをご参照いただきたいと思います。

まず、歳入でございます。

国庫支出金、国庫負担金、社会福祉費負担金といたしまして、国民健康保険基盤安定負担金の交付決定に伴い、3万5,000円を計上いたしております。

古谷福祉部地域福祉課長 障害者自立支援給付費負担金48万3,000円の減額であります。これは障害福祉サービスの見込み額が確定しましたので、不用額が出ますので、それに伴う国庫負担金の減額であります。

次に、国庫補助金のうち社会福祉費補助金ですが、まず地域生活支援事業の補助金でございます。これも同様に、同事業のサービス料に不用額が出るという見通しになりました

ので、これに伴う補助金の減額でございます。

古橋住民部保険年金課長 続きまして、老人福祉費補助金といたしまして、高齢者医療制度円滑導入事業補助金262万5,000円を計上いたしております。この補助金につきましては、後期高齢者医療制度において被用者保険の被扶養者であった方の保険料について、4月から9月までの半年間は徴収をせず、10月から3月までの間は9割を軽減することとなりまして、新たなシステムを開発する必要が生じました。その費用に充てるための補助金でございまして、全額が補助対象となっております。

続きまして、府支出金、府負担金、社会福祉費負担金といたしまして、国庫支出金と同様に、国民健康保険基盤安定負担金の交付決定に伴い、270万4,000円を計上いたしております。

古谷福祉部地域福祉課長 障害者自立支援給付費負担金、これは先ほど申し上げました障害福祉サービスの不用額に伴うもので、府の負担金を減額するものでございます。

次に、府補助金でございますが、社会福祉費補助金といたしまして、記載の各種事業、後ほど歳出の方で説明させていただきますが、各事業の不用額の確定見込みができましたので、その分を府の補助金額の分を減額するというものでございます。

続きまして、2ページの方でございますが、歳出の方を説明させていただきます。

民生費、社会福祉費のうち、まず民生委員経費でございますが、民生委員の推薦会、これは3回予定でしたが、2回を開催したということで、今年度確定でございますので、不用額を減額いたします。

障害者福祉費でございますが、身体障害者手帳診断料、これは4万円、申請者の減によるものでございます。

それから、泉州地区身体障害者福祉大会運営負担金、これは経費節減を図ったことで7万3,000円の不要となる見込みです。

それから、身体障害者住宅改造事業補助金、これは利用者の減によるものでございます。

地域生活支援事業でございますが、講師謝礼、これはボーリング大会等に振りかえたため、事業の内容が変わりましたので、不要となっております。

それから、成年後見制度の利用支援後見人報償費でございますが、これは適用者がなかったということで、減額いたします。

手話講習会、これは年間を通じてやる見通しでございましたが、前期の初級のみで開催になりまして、基礎コースの申込者がなかったため、不要が発生いたしました。

それから、身体障害者日常生活用具給付費でございます。その次の移動支援事業給付費もあわせてなんですけども、これは利用者の見込みが減少するということございまして、不用額を減額するものでございます。

社会福祉法人等減免事業でございますが、これはそもそも18年度で終了してしまいました。これは国の制度でございますけども、19年度予算を執行する中で、府の方から廃止だと。廃止というか、次の新しい補助制度に変わるということで、制度が改正されたので、不要となりました。

サービス利用計画作成費につきましては、これは利用者がございませんでした。

コミュニティソーシャルワーカー設置事業費につきましては講師謝礼ですが、これは地域福祉計画の策定に係るもので、事業をやっていく中で社協さん、あるいはまた民協さんのご協力を得ることができましたので、一般会計からは出さないということにしました。

各種研修会等参加負担金、これも若干事業の見直しがございましたので、5,000円の減額とさせていただく予定でございます。

それから、障害者自立支援制度円滑導入経費でございますが、これは主にシステムの改修でございますが、経費節減に努めた結果、49万7,000円の不用額を算出しております。

古橋住民部保険年金課長 続きまして、国民健康保険特別会計繰出金（基盤安定）といたしまして、国民健康保険料の政令軽減、7割、5割、2割の軽減額が確定したことに伴う繰出金といたしまして、365万2,000円を計上いたしております。

岸本福祉部高齢福祉課長 老人福祉費、介護保険特別会計繰出金185万6,000円の増額補正でございます。

内容につきましては、介護報酬改定と介護給付の適正化を図るためのシステム改修に伴う費用を一般会計から介護保険特別会計へ繰り出しするものでございます。

古橋住民部保険年金課長 老人医療助成費、後期高齢者医療経費といたしまして、後期高齢者医療制度における被用者保険の被扶養者であった方に対する保険料の負担軽減措置に対応する必要が生じたことから、後期高齢者医療システム開発委託料といたしまして、262万5,000円を計上いたしております。

谷下住民部住民生活課長 3ページをごらんください。

衛生費、清掃費、施設維持補修費としまして1,618万円の減額補正するものでございます。

ごみ処理施設は、毎年、前期・後期とに分けて定期点検を行っていましたが、19年度からは、前期の定期点検を行った後、後期の定期点検では定期点検内容の点検項目や機械等の見直し等を行い、必要な機械等のみを絞り定期点検を行ったため、不用額が生じたものであります。

続きまして、ごみ処理施設運営費330万2,000円の減額補正をお願いするものです。

臨時職員賃金222万2,000円、これは19年3月31日で定年退職した者の補充をお願いしたのですが、現行の嘱託職員の業務内容を見直し、限られた枠内で運用したため、不用額が生じたものです。

また、嘱託職員賃金としまして108万円は、主に時間外勤務手当の不用額によるものです。

次に、し尿処理費、し尿処理施設運営費81万円の減額補正をお願いするものです。

主に、時間外勤務手当の不用額が生じたためのものです。

以上、当委員会付託分計としまして、2,415万6,000円の減額補正であります。よろしく申し上げます。

以上です。

川端委員長 ありがとうございます。

委員の皆さん、本件について、質疑、意見はございませんでしょうか。

辻下(文)委員 ちょっと教えていただきたいんですけども、2ページにも載っているんですが、コミュニティソーシャルワーカーというのと、もう1点、成年後見制度、ちょっとこれについて説明していただきたいんですけども。

古谷福祉部地域福祉課長 コミュニティソーシャルワーカー配置促進事業ということで、これは府の補助金2分の1を充てて、福祉系の窓口で、個人名を出しますと、三木さんという社会福祉士を配置しまして、各種行政の福祉サービス、それと民間の福祉サービスをつないでいただくという役割、相談の窓口ということで置いております。その事業でございます。

それから、成年後見制度、歳出の方だったと思いますが、これはそもそも精神障害があるとか知的障害がある、それと高齢者の場合もそうなんですけども、認知症とかになります。自分の資産管理、財産管理ができないという場合に、裁判所の認定等を受けまして、そういう経済行為を後見する人を定めるという制度でございます。

これは本来は親族の方とかでやっていただいたらよろしいんですけども、どうしてもそういう適切な対応ができない、あるいは後見人になる人がないという場合は、市町村長が申し立てて、やるということでございます。

岬町でいいますと年間1件、2件ぐらいの、相談はもっとあるんですけども、実際はそれぐらいの程度ということの、そういう制度の運用に係る費用でございました。

以上です。

辻下(文)委員 成年後見制度を指定していただくためには、何か特別に役所の方へ来て手続きないかとか、何かあるんでしょうか。

古谷福祉部地域福祉課長 これはいろいろパンフレット等をまた参照していただいたらよろしいかと思うんですけども、基本的には、親族の方等が裁判所に申し立てていただくなりして、手続きをやっていただくことは可能でございます。そういう相談にはうちの窓口の方でもっております。当方の方でもいろいろご親族の中で後見人になられませんかということで、いろいろ相談なりのって調整をさせていただくという例が何件もございます。親族の中から、私やるよということであれば、裁判所の認定を受けてやっていくということが通常でございます。中には、どうしても適当な方がないという場合がありますんで、その場合は町が申し立てて、裁判所が後見人を選任すると、そういう形になっております。

出口委員 すみません、3ページのごみ処理施設運営費ですけども、補正後の予算が4,840万9,000円という形で、実際に減額が大体そのうちの7%ということで、330万2,000円になっております。その中で臨時職員と嘱託職員と、正職は何人おられるんか、その辺ちょっと説明してもらえませんか。

谷下住民部住民生活課長 ごみ処理施設におきましては、嘱託職員は6名、それとし尿の処理施設並びに埋立排水処理施設として3名、し尿が2名で埋め立ての方が1名でございます。

出口委員 その中で3月31日に退職をされるというふうに説明があったんですけども、その方の部分でこの減額が生じたんですか。

谷下住民部住民生活課長 平成19年3月31日で退職されまして、その補充としまして臨時職員をお願いしてたんですけども、内容から見まして、また現行の職員の体制から見て、協力できないかというようなことを話し合った結果、現行でいこうよということで対応させてもうたんです。1名です。補充分は1名をお願いしたもんです。

谷本委員 2ページの民生費の障害者福祉費が、身体障害者住宅改造事業補助金100万円減額になっておりますが、これは対象者が減ったということでしょうか。

古谷福祉部地域福祉課長 お尋ねの件につきましては、19年度は1件だけ申請がございまして、それは執行いたしました。で、不用額が出たということでございます。

中原委員 2ページの社会福祉法人等減免事業についてですが、先ほどのご説明では、新しい補助制度に改正という言い方をされておりましたけれども、参考までに、新しい補助制度の制度名をお示しいただきたいと思います。

それから、3ページの施設維持補修費の修繕料についてのご説明をお願いします。

以上、2点です。

古谷福祉部地域福祉課長 社会福祉法人等減免事業の補助金でございます。社会福祉法人等の減免という言葉になっておりますが、中身は利用者負担の減額でございます。つまり社会福祉法人さんの負担を減らして利用者の負担を減らすということの制度でございました。18年度に障害者自立支援法が施行されて、利用者の負担が高いというか、そういう不安があるということで、さまざまな軽減制度が実施された中でございました。19年度もこの制度ということで予算組みをしておったんですけども、国の方としては社会福祉法人減免という手法をやめて、利用者の負担を減らすというふうに制度自体が変わりましたので、この制度が廃止されて、さらに別の利用者本人の方の負担を減らすという制度に移行したということでございます。

谷下住民部住民生活課長 修繕料の907万円でございますけれども、これにつきましては、先ほど申し上げました、従来、定期点検を年2回行っておったんですけども、まず前期の方で定期点検を行いまして、後期につきましては必要最小限の定期点検を行い、残りの金額につきましては突発的な補修、こういうものに充てたいと考えましたので、一応残しておったのですけれども、現時点で不要になるというようなことから、今回補正として上げさせていただきます。

以上です。

中原委員 1点目にお答えいただいたことの確認ですが、先ほどのご説明ですと、名前が変わって補助金とかとして入ってくるということではないということですね。

古谷福祉部地域福祉課長 そもそもこの制度がスタートしたときに、利用者負担というのは上限額もございましてということでスタートしたわけでございます。ところが、あの手この手を使って国の方も利用者負担の軽減を図ったわけでございますが、社会福祉法人の減免を通じて利用者負担を下げるという制度を19年度からやめて、利用者の負担の上限額をそもそも下げていったということに移っていったということでございます。ちなみに20年度

も、7月から住民税が確定した後は、さらに下げていくという方針が出ております。そういう制度の変遷の中での不用額ということでご理解をいただきたいと思います。

和田副委員長 今、中原さんと同じなんですけど、3ページの塵芥処理のところ、前期後期で点検するということで、今年度は前期だけで、あとは様子を見て、するかせんか決めるということで、もし見た場合は、せんでもええという結果が出たんと、突発的な事故が起きたとかいう方に回せということなんですけど、今後はどないなるんかな。本年度からは1回の点検でやめて、あとは突発的なやつに予算をとっていくんか、その点ちょっと。

谷下住民部住民生活課長 基本的には従来と同じで前期後期と。後期はやらなかったんではなしに、一応、ミニ的な補修を行っております。それを一つの制度としまして、来年度も採用したいと考えております。

和田副委員長 もう一度確認をしておきます。

そしたら、例年どおりの前期後期の予算をもって充てとくということですか。

谷下住民部住民生活課長 定期点検におきましては、19年度で一応こういう形でさせていただいたので、来年度以降は1回という考え方で進めてまいりたい。要するに、定期点検を行ってまいりたいというように考えております。

出口委員 関連の質問なんですけど、今の説明の中で、この施設がだんだん老朽化してきている中で、今までは年間2回の定期検査をしてあったということで、これが1回になって、ミニ的な定期検査をもう一度追加するということなんですけども、実際にそれは経費削減のためにやっているのか、もしくは逆に、今、年に2回の定期検査を1回にして、これをまた削減することによって、またそれ以上の経費がかかるということも考えられますわね。その辺は業者との意向はどういうふうな形で話し合いができてますんかな。

谷下住民部住民生活課長 これにつきましては、従来から、先ほど申し上げました年2回の定期点検で、その時点でも当然話し合い、また内容等についてメーカーとの検討を重ねてまいりました。だけど実際、現状から見ますと、財政上の問題もあります。そういうことから、今回というよりも、19年度からこういう制度に持っていこうということで対応したわけでございます。たまたま今回はこういう形で残りましたけれども、当然、突発的な問題、機械のトラブルですね、そういうものが起こり得るやろうということで、現時点まで引き延ばしてきたというのが現状でございます。

以上でございます。

白井住民部長 ごみ処理施設はたしかに老朽化しておりまして、今まで年2回の点検を行っていた

わけなんですけれども、この定期点検の内容をよく見ますと、施設の中には、毎年1年以内に部品交換をしなければならない施設、また2年もつもの、また3年もつものと、いろいろ問題がございます。ですので、定期点検の目的をどういう形で考えるかということなんですけれども、あくまでもごみ処理能力の維持ということを前提と考えまして、再度、今の施設を全部見直した結果、この施設については1年に1回、この施設は2年に1回と、それをきちっと分けたということがございまして、それでどうしても1年に1回ではまだ部品がもたないというものがたくさんございます。例えば、破碎機の歯なんかはよく欠けますので、そういうものにつきましては、0.5回分というとおかしいんですけど、前期に対応できなかった分についてはミニ点検という形を考えまして、約1.5回分の定期点検で、当分の間、実施してまいりたいと。そういうことで、本焼却場の維持能力を維持したいという考えでございまして、全般的に見直したということが今回の減額補正の主な要因でございます。

出口委員 今の部長の説明ではよく理解できるんですけども、今までは実際に備品上、消耗品費も751万円の減になっておりますわね。そういう中で、今までは割かしおおらかな2回の点検をしてあったというふうにとられますわな、話し方だったら。それはいいんですけども、経費削減に努めてもらって、これが一つの要因になって、また多大な必要がかけられないように、しっかり業者と交渉してほしいと思います。

以上です。

白井住民部長 定期点検につきましては、できるだけ経費、年間6,000万円から6,500万円かかっておりましたので、それを削減したいということで、見直した結果についてご説明を申し上げたと思うんですけども、どうしてもそういう問題が出てまいります。そういうこともありまして、できるだけ見直しを図りたいということで、今まで年2回やっていたのが、どういう状況なんかということを一応確認いたしましたところ、やはり安全を見て修繕を行っていた、また部品交換を行っていたということで、考え方の発想の転換ということを考えておりまして、ギリギリまで持たせてみようやないかと。今までは、よくレンガの積替えなんかにつきましても、安全を見て、事前に事前に修繕とか突発的な事故が起こらないようにするために、安全のために経費をかけていたと、そういうことについて若干見直しをしたと、そういう内容でございますので、よろしく願いいたします。

川端委員長 これをもって本件に対する質疑を終了いたします。

続いて、討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

川端委員長 討論ないようですので、討論終わります。

続いて、採決を行います。

議案第1号、「平成19年度岬町一般会計補正予算(第4次)の件」のうち、本委員会に付託されました案件について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

川端委員長 満場一致であります。

よって、議案第1号のうち本委員会に付託された案件は、可決されました。

議案第3号、「平成19年度岬町国民健康保険特別会計補正予算(第3次)の件」を議題といたします。

本件について、担当課から説明を求めます。

古橋住民部保険年金課長 平成19年度岬町国民健康保険特別会計補正予算(第3次)の件につきまして、ご説明いたします。

資料の4ページをご参照願います。

本補正予算につきましては、老人保健拠出金及び国民健康保険料の政令軽減の額が決定されたことに伴うものでございます。歳入歳出を通して説明をさせていただきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

まず、歳入でございます。

国民健康保険料、国民健康保険料、一般被保険者国民健康保険料につきましては、特定財源の確定に伴いまして、一般財源であります保険料の医療給付費現年分を61万1,000円減額するものでございます。

次に、国庫支出金、国庫負担金、療養給付等負担金といたしまして、老人保健拠出金の確定に伴う老人保健拠出金負担金として228万円を計上いたしております。

次の国庫補助金、財政調整交付金の60万3,000円、そしてその次の府支出金、府補助金、財政調整交付金46万9,000円につきましても、先ほどと同様に、老人保健拠出金の確定に伴い、普通調整交付金として計上いたしております。

次に、繰入金、他会計繰入金、保険基盤安定繰入金(軽減分)358万1,000円、次の保険基盤安定繰入金(支援分)7万1,000円につきましては、保険料の政令軽減7割、5割、2割の軽減額が確定したことに伴います一般会計からの繰入金でございます。

続きまして、歳出の方を説明させていただきます。

保険給付費、療養諸費、一般被保険者療養給付費につきましては、一般会計からの保険基盤安定繰入金軽減分及び支援分をこの費目に予算上充当しておりますことから、財源更正をするものでございます。

次に、老人保健拠出金、老人保健拠出金、老人保健医療費拠出金 670万5,000円及びその次でございます老人保健事務費拠出金 31万2,000円の減額につきましては、拠出額が確定したことに伴い、計上させていただいたものでございます。

以上、当委員会付託といたしまして、歳入歳出それぞれ 639万3,000円を計上いたしております。

説明は以上でございます。

川端委員長 ありがとうございます。

では委員の皆さん、本件について、質疑、意見はございませんか。

和田副委員長 国民健康保険の基盤安定に伴う繰入金、これはどの方に使うんかということになるんかしらんけど、もう一回ちょっとそこら、基盤安定の繰入金についてどのような使い道になるんか。

川端委員長 軽減のことですね。

和田副委員長 軽減じゃなしに、今度 350何万円ついてるわけですか。それ一応、どの方に使うんか。

川端委員長 すみません、ここのところをもう少し詳しく。

古橋住民部保険年金課長 まず、国民健康保険の基盤安定負担金の制度のご説明をさきにさせていただきます。

国民健康保険は、構造的に保険料の負担能力の低い低所得者層の加入割合が高いために、ほかの方に対する負担が相対的に重いものとなっておりますことから、低所得者に対しまず保険料の軽減額相当額を公費、いわゆる一般会計からの繰り入れで補てんをし、ほかの保険者に保険料転嫁を抑制するという制度でございます。したがって、所得の状況に応じて保険料を 7割、5割、2割という軽減をする制度がございまして、その軽減をして、ちょっと言い方が悪いんですけども、保険料に穴があく分を一般会計からの繰入金で補うという形の制度でございます。

川端委員長 皆さん、質疑、意見はございませんでしょうか。

谷本委員 一遍お聞きしたいんですけども、昨年でしたか、健康保険証をカードにしましたな。あれ

の予算はどこから出てますねん。ここに載ってない。

古橋住民部保険年金課長 この補正予算では計上しておりませんで、9月の補正予算をお願いをしまして、11月までに全被保険者に郵送させていただいております。

谷本委員 カードにしたんは非常に便利ようになって、カードケースに入れといたら、どこの医者へ行っても忘れることがないんでね、非常にいいことやなと思ったんやけど、ただ高齢者の場合、高齢者の医療費免除かなんかの保険証があるでしょう、結局、それを持っていかんとあかんわけや。ほんなら健康保険証を持っていくんも、あれ持っていくんも同じことなんで、ほかの高齢者やない人はあれは非常によかったんやけど、高齢者の分をあのカードの中に組み込むことはできへんのか。ちょっときょうは関係ない話やけど、それちょっと1点だけ。

古橋住民部保険年金課長 保険証のカード化につきまして、この11月で大量に切りかえを行ったわけですが、議員おっしゃられるように、小さくて失いやすいと言われる方もあれば、持ち運びに便利でええよという、賛否両論の声が聞かれています。今ご指摘の、多分、議員がご指摘のは、高齢者の方が別に持たれる高齢受給者証とか、今まだ4月から制度が変わりますけど、老人保健という白色の部分が出てまいります。白色の部分につきましては、来年度、後期高齢の方に移りますので、後期高齢から送られてくる保険証、それ一つだけになります。もう一つの高齢者受給者証という前期高齢者の方にお配りをさせていただいている部分があるんですけども、これは今、国民健康保険証より大きなタイプという形になっております。これについて、一つにできないかという議員のご指摘なんですけども、申しわけないんですけども、今ちょっと制度上、違ってまいりますので、一つに組み込むというのは制度上ちょっと不可能かなというふうに考えてますので。

国民健康保険証の方につきましては、新年度予算で経費を計上させていただいております。それに見合った形のビニールのケースを配らせていただこうかなというふうに考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

谷本委員 その場合の大きさやな、カードと同じぐらいになるんか、それとも従来どおりの保険証ぐらいの大きさになるんか、どうせ2枚持たんといかんで、高齢者の場合はな、それを大きさ、サイズというのはどないなる。

古橋住民部保険年金課長 サイズにつきましても、一応、サイズが書式で決まっております、今の書式にならざるを得ないかなというふうに考えてますんで、申しわけないんですけども、ご理解いただきたいと思います。

川端委員長 すみません、ちょっと口を挟んであれなんですけども、75歳以上の後期高齢者の方は、去年もらったカードはもう要らないのね。新しく来るカード1枚になりますね。

古橋住民部保険年金課長 75歳以上の方は、今度の後期高齢者医療の保険証が1枚になります。その保険証は、今の大きい方のタイプの大きさと一緒ですので、ご理解いただきたいと思えます。

出口委員 古橋課長、すみません。保険基盤安定繰入金で358万1,000円の補てんをしていますが、その中で、実際に低所得者という形の中で、どんどんどんどん岬町がこれから年配の方が多くなってきたら、後年に回ってきたら、自然とこれはまた補てん分も、多分、毎年毎年プラスしてくると思うんです。そういう中でどういうふうな対策をとっているのか、昨年度からの比率はどれくらいアップしてるのか、その辺はどんなもんですか。

古橋住民部保険年金課長 まず、件数を申し上げますと、この基盤安定制度に伴います軽減でございますけど、一般世帯の部分が対象になりまして、一般世帯で3,725世帯のうち19年度は1,953世帯で、約52.4%の方が軽減の対象となっております。18年度で申しますと、3,706世帯に対して1,886世帯でございますので、約50.9%の方が政令軽減を受けられるという形になりまして、議員ご指摘のように、ふえてるというのは事実でございます。

国民健康保険の場合は、他の社会保険でありますとか生活保護を除きまして、ほかの保険に入られない方が入ってくるということもございますので、先ほども申しましたように、負担能力の非常に低所得者数の多い構造となっております。そのことから、低所得者に対応する軽減分につきましては、一般会計の方の経費で繰り入れを行っていただいて、国民健康保険料がほかの方に影響を及ぼさないようにという形でつくられた制度でございますので、ご理解をいただきたいと思えますのと、それと、これの対策というふうに今おっしゃられたかと思うんですけども、国民健康保険の場合は、いわゆる所得に応じて賦課する所得割というのがございますので、この所得に応じて軽減も変わってくるということでございますので、所得をどういうふうに考慮するのかというのは、国民健康保険の方では、申しわけないんですも、対策としては講じられないということで、ご理解いただきたいと思えます。

出口委員 これはたしか、保険証は3カ月に1回更新しているんですか。

古橋住民部保険年金課長 保険証につきましては、原則1年に1回更新を行います。その際につきましては、配達記録郵便で送らせていただくという形になってます。

それと、3カ月に1回というのは、ちょっと保険料が滞ってられる方とか、分納制約で頑張っていたらいる方も含めて、3カ月に1回、短期証というのを発行させていただいております。

川端委員長 ほかに委員の皆さん。なかったら、ちょっと私も、出口委員の質問のところに私も関連するんですけども、軽減されるのは、やっぱり非課税の方になるんですね。その辺ちょっと。

古橋住民部保険年金課長 軽減の対象となりますのは、所得で判定をいたしまして、税上の総所得から基本控除の額33万円を引いた額が軽減の対象となってまいります。ただ、65歳以上の方につきましては、65歳以上で年金を受給されている方につきましては、33万円プラス15万円をそこから控除して、その残った金額で軽減判定をかけるという仕組みになっております。

すみません、今ちょっと誤りがございましたんで、軽減判定は15万円を引きますけども、総所得金額で判定をします。その判定は自動的に行います。ただ、先ほどの33万円を引くというのは、所得割をかける際に引くものということで、ちょっと答弁に誤りがございましたんで、訂正をさせていただきます。

川端委員長 そしたらもう一回お願いします。できたら具体的に、年金所得が幾らの方とはいう形で言っていた方がわかりやすいかと思えます。

古橋住民部保険年金課長 議員の質問で、例えば非課税とかというお話がございましたけども、あくまでも国保の軽減をかける場合は所得を見ますので、課税、非課税関係なしに、所得金額によって軽減判定がされるということでございます。ごちゃごちゃな答弁をして申しわけございません。

川端委員長 例えば、年金所得が300万円の方だったらどうなると。300万円で総所得やから、家族が何人とかも出てくるのを、ちょっとその辺をできたら具体的にね、ご夫婦2人の世帯で、固定資産税はちょっと別として。

古橋住民部保険年金課長 まず、例えば年金120万円を1年間でいただいた方につきましては、年金の控除が120万円ございますので、その場合はゼロとなります。これが所得となりますので、その所得がゼロということで、7割軽減がかかるという形になってまいります。

それと、例えば給与収入の方につきましては、金額はすぐには出ないんですけども、給与収入から給与控除後の所得というのが計算されますので、その控除後の所得に対してかかるということでございます。

川端委員長 すみません、年金ね、大体240万円の方、年金240万円のひとり暮らしの方だったらどうなりますか。

古橋住民部保険年金課長 年金240万円の場合は、120万円の年金の控除がございます。したがって、年金の控除後の所得が120万円になります。120万円になりますと、7割軽減の場合は、所得が33万円以上あれば7割軽減がかからないと。5割の場合は、33万円にたしか24万5,000円に扶養家族の数という形になっていきますので、240万円の場合は、所得が120万円と計算されますので、政令軽減については適用されないという形になります。

辻下(文)委員 関連して、総所得ということで軽減の対象やけども、総所得が何ぼ以上やったら軽減の対象にならへんねんという、そういう基準があるのかということを知りたいんやけど。基準を教えてください、基準、何ぼまでやったら軽減の対象になんねんと。

川端委員長 すみません、これについては何種類か例題を出して、資料をまた後で皆さんにいただけたらと思いますので。別に後でいいですね。後でゆっくり見たらいいですか。それをお願いします。

私はね、この件に関連してというんか、町長にちょっとお尋ねしたかったんですけど、実は大阪の方からも、年いったら、岬町はすみやすいので、岬町で暮らしたいという声があるから、どうしてもっとそういうところに目を向けないかというような声があるわけなんです。でも現実には、言うたら、所得のたくさんある人が岬町に来てくれたらいいけども、これを見せたら、結局言うたら、軽減分で一般財源からでも約1億円、国民健康保険の方に持ち出さなあかん。そやから、言うところの所得のたくさんある人がどんどん岬町に引っ越してくれたらいいけども、引っ越してきてくれる方によっては、一般会計からの持ち出しがふえるんじゃないかという心配もあるんですけども、ちょっとその辺について、町長、そういうご意見に対してどういうふうに答えられるのか、お願いします。

石田町長 私もこの岬町を終の棲家として選んでいただくということに対しては、本当にうれしく思っております。ただ、確かに、その方の所得によりましては、一般会計からの繰り出しも出てくる場合もありまじょうし、また人口がふえるという形で、国勢調査の数値が上がってくれば、これはまた人口がふえるということで、それなりの交付金もふえてくるということもございますので、その辺は十分に考えなくてはいけないところがあるんですけども、我々としましては、そこまでを意識して所得をわざわざ調べて、所得が低いから来るな、所得が多いからいらっしやいという形は我々は言えませんので、すべての方にこの岬

町の環境を選んでいただける、そうしたまちにはしていきたいなと思っております。

以上でございます。

川端委員長 ありがとうございます。

では、これで質疑を終了したいと思います。

討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

川端委員長 ないようですので、討論を終わりたいと思います。

続いて、採決を行います。

議案第3号、「平成19年度岬町国民健康保険特別会計補正予算(第3次)の件」について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

川端委員長 満場一致であります。

よって、議案第3号は、本委員会において可決されました。

議案第5号、「平成19年度岬町介護保険特別会計(保健事業勘定)補正予算(第2次)の件」を議題といたします。

本件について、担当課から説明を求めます。

岸本福祉部高齢福祉課長 平成19年度岬町介護保険特別会計(保健事業勘定)補正予算(第2次)の件について、ご説明いたします。

委員会資料6ページをご参照ください。

まず、歳入でございます。

国庫支出金、介護保険事業補助金として55万9,000円の増額補正でございます。

内容につきましては、事務処理システム改修に伴う国庫補助金でございます。

続きまして、寄附金、介護予防費寄附金として5万円の増額補正でございます。

内容につきましては、泉州南なでしこライオンズクラブさんより、高齢者福祉の推進のために寄附をいただいたものでございます。

続きまして、繰入金、事務費繰入金として185万6,000円の増額補正でございます。

内容につきましては、事務処理システム改修に伴う一般会計からの繰入金でございます。

続きまして、歳出の方を説明させていただきます。

7ページをご参照ください。

総務費、介護保険OA経費として241万5,000円の増額補正でございます。

内容につきましては、介護報酬改定によるシステム改修と介護情報と医療情報との接合により、介護給付の適正化を図るための改修費用でございます。

続きまして、地域支援事業費、地域介護予防活動支援事業といたしまして、5万円の増額補正でございます。

内容については、歳入の方で説明させていただきました泉州南なでしこライオンズクラブさんより、高齢者福祉の推進のために寄附を活用し、介護予防運動のための備品購入を予定しております。

以上、当委員会付託分といたしまして、246万5,000円の増額補正を行うものでございます。

以上でございます。

川端委員長 ありがとうございます。

本件について、質疑、意見はございませんか。

竹内委員 介護予防の活動の支援事業の予防運動のための備品でどんなもんかな。

岸本福祉部高齢福祉課長 今考えているのは、ラジカセとピンマイクでございます。これは出張のときに前講座で運動士が体操をするときに、胸のところに付けてピンマイクがございませんので、その辺をちょっと考えております。

以上です。

川端委員長 ほか、もうよろしいですか。

(「なし」の声あり)

川端委員長 ないようですので、本件に対する質疑はこれで終了します。

討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

川端委員長 ないようですので、討論を終わります。

続いて、採決を行います。

議案第5号、「平成19年度岬町介護保険特別会計(保健事業勘定)補正予算(第2次)の件」について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

川端委員長 満場一致であります。

よって、議案第5号は、本委員会において可決されました。

お諮りいたします。

暫時休憩したいと思います。

ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

川端委員長 異議なしと認めます。

暫時休憩することに決定しました。

再開は11時5分です。よろしくお願いします。

(午前10時53分 休憩)

(午前11時05分 再開)

川端委員長 休憩前に引き続きまして、会議を再開します。

議案第6号、「平成20年度岬町一般会計予算の件」のうち本委員会に付託されました案件を議題とします。

本件について、本会議で説明を行っておりますので、理事者の説明を省略したいと思います。また、歳入・歳出をそれぞれ分けて審議いたしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

川端委員長 それでは、歳入から審査に入ります。別紙委員会資料の8ページから12ページをごらんください。

歳入について、質疑、意見はございませんか。

(「なし」の声あり)

中原委員 委員会資料8ページの町税、町民税、法人税割が前年の予算と比べて、2100万円程減額して計上されていることについてお示しいただきたいと思います。

それと、固定資産税について、大阪ゴルフ場の固定資産税の納税額をお示してください。

それから同じ8ページの使用料及び手数料のところ、社会福祉使用料の電柱敷等使用料とありますけども、これは、どこのとこなのかをお示してください。

川端委員長 3点について、答弁をお願いします。

入口住民部副理事兼税務課長 関西電力・日本工機・与田病院の3社の法人町民税が減です。その内訳は、関電が約1000万円と新日本工機は、約1200万円、また与田病院は、約30

0万円の減額でございます。

大阪ゴルフ場については、法第22条の守秘義務に該当しますので、お答えすることが出来ません。

古谷福祉部地域福祉課長 社会福祉使用料の電柱敷等使用料につきましては、健康ふれあいセンター内に電柱がたっておりますので、その敷地の使用料をいただくというものでございます。

中原委員 今お答えいただいた一点目の法人税割のところで、大手3社について示されましたけれども、もう少し詳細をお聞きしたいと思います。関電については、理解しておりますけれども、事業も縮小されておりますし、法人税割については、その労働者数にも応じて課税されると聞いておりますので、当然労働者も少なくなっていることから、減額ということは予想されるのですが、日本工機と与田病院について、実態を存じ上げておりませんので、大変な状態があるのだろうかという点についてお聞きしたいと思います。

それから2点目の大阪ゴルフ場の固定資産税は示せないということでありましたけれども、気になりますのは、都市公園法の網を外れたことによって、岬町としての歳入歳出の結果がプラスになるのか、マイナスになるのか、プラスマイナスゼロで推移するのかという点が気になっておりますので、額は公表できないとしても、その辺りについてお示しいただきたいと思っております。

入口住民部副理事兼税務課長 金額については、控えさせていただきます。日本工機におきましては、18年度から19年度につきましては、約60%の落ち込みがありました。続いて、与田病院でございますが、これにつきましては、約1割の減でございます。

白井住民部長 大阪ゴルフ場の課税の件で、町の歳入への影響について、お答えさせていただきます。

大阪ゴルフ場につきましては、以前は非課税土地といたしまして、町に使用料という形で入っております。今回区域の見直しがございますので、課税土地という形で平成20年度から固定資産税を課税する予定であります。評価方法につきましては、地方税法が規定する評価基準に基づき評価を行っております。具体的には、近傍路線価から求められた宅地取得価格及び造成費用を基本に評価を行っております。また、課税額については、昨年度までの都市公園使用料9,750万円及び地方交付税の公園費として基準財政需要額約3,000万円の合算額を下回らないことを目標にしており、現在、課税作業の真っ最中でございます。よって、こうした状況から、町財政への影響は小さいものと考えているところ

であります。

和田副委員長 8ページの固定資産税の中で償却資産の件で、今後の推移、どのようになっていくのかと、償却資産の主な会社の名前を教えてください。

また、委員会資料12ページの大阪湾広域臨海環境整備事業債の中身について教えてください。

最後にもう一点、委員会資料11ページの府委託金の個人府民税徴収取扱費委託金が、昨年に比べて増加しているが、その主な要因についてお願いします。

入口住民部副理事兼税務課長 償却資産については、市町村分と総務大臣分とに分かれ、いずれも事業の用に供する資産について、毎年1月1日現在の価格に基づき課税するものです。

市町村分は、各市町村への申告し、また総務大臣分は市町村を介さず直接申告し、事後に総務省から各市町村へ配分額が通知されるものでございます。

また、毎年7%ずつくらい減額されております。新しく購入すれば別なのですが、今のところそのような申請は出ておりませんので、現状での前年度比は7%減であり、自然減であると考えております。

次に、府民税の取扱いでございますが、昨年19年7月に税制改正がありまして、算定方法の変更により、平成19年4月から1件あたり4,000円となり、今回は約50%の増額となっております。昨年度の課税件数が8,057件となっており、払込金額に対して7%ですので、801万9,932円となっております。平成20年度につきましては、合計金額が3,201万5,000円となり、課税件数は、7,926件でございます。

白井住民部長 ご質問については、担当課長が回答いたしましたが、私の方から、少し補足説明をさせていただきます。まず、固定資産税のうち償却資産の現状であります。平成20年度当初予算で3億4,500万円を見込んでおりますが、そのうち、約8割が、総務大臣から通知を受ける大規模償却資産、すなわち、大臣通知分であります。その主なものとして、関西電力が約78%を、南海電鉄が約18%を占めております。

また、残りの2割が町長決定分となっております。町内の事業所において使われる償却資産を、事業主の申告に基づく課税を行っております。

ご質問の償却資産の今後の推移については、毎年、約6%程度の減少が続いております。これは、償却資産は毎年減価するためであります。新たな機械の更新等が無ければ、こうした状況が続くものと考えられます。

次に、府民税徴収取扱費の増加の件ですが、昨年の税制改正のうち税源移譲により、こ

の委託金も見直しが見られ、従来は、府民税徴収額の7%が委託金として交付されておりましたが、今回の制度改正により、納税者1人当たり3,000円を委託金として交付される制度に改正されました。しかし、制度改正に伴い電算経費の増加などに対応するため、平成19年度及び20年度においては、3,000円を4,000円に読み替えて適用される特例措置があり、こうした要因により増加したものであります。

谷下住民部住民生活課長 大阪湾広域臨海環境整備事業債の中身については、ごみ処理施設から排出された焼却灰や不燃物を現在は、尼崎の埋立処理場へ搬入しているための事業整備です。

和田副委員長 中身はわかったのですが、260万円の事業債ってなってますね。借金までして行うものですか。

白井住民部長 町債260万円について説明いたします。まず、この町債の基となる事業内容ですが、これは、ご存知のとおり、廃棄物の最終処分場整備計画、すなわち、フェニックス事業でありまして、大阪湾に3箇所の処分場が整備され、そのうち、尼崎沖に整備される処分場の拡張整備事業費を負担するため、近畿圏の各市町村が、排出量に応じて負担金を支払う必要があり、本町においては298万2千円を予定しております。この負担金については、建設事業としての性格を有しており、適債事業に該当するため、その負担金額の約9割を特定財源で賄う。すなわち、町債として260万円を予定するものであります。

出口委員 8ページの3、軽自動車税と、5、特別土地保有税について、お訪ねします。

軽自動車税の滞納繰越分が85万9,000円ですが、入口課長が5時半以降に時間を割いて徴収に行っていたら、今期は大分削減されたと思いますが、まだ台数にすれば、約215台残っております。その中でも、1期だけじゃなく何期か継続して残っているのもあると思うので3分の1の70台くらいかと推測するのですが、具体的に何台の車が滞納となっているのか。また、滞納整理の取り組み状況について教えてもらいたい。

次に、特別土地保有税の滞納繰越分として1千円が計上されていますが、この滞納への取り組み状況についても教えてもらいたい。

川端委員長 答弁をお願いします。

入口住民部副理事兼税務課長 滞納については、強化しているところです。本年度10月から12月にかけて強化徴収を行いました。滞納額10万円以上をリストアップし、150件の内85件と納税交渉を行い、分納制約等々交わし、それ相応の成果をあげております。また、残り65件については、催告を送付し、個別訪問を実施していきたいと思っております。

台数につきましては、手元に資料がなく、車の種類により税額が変わってきますことから報告できません。申し訳ございません。

土地保有税の件でございますが、これにつきましては、11年度の課税分の一部が残っていて、分割納付が不履行になり、現在に至っている状況であります。物件については、差押えしています。

出口委員 よく理解できましたが、特に、軽自動車については4年間質問させていただいて、入口課長になってから、大分滞納額が削減され喜んでおりますので、出来る限りゼロに近づくようお願いしたいと思います。以上です。

中原委員 資料9ページ、国庫支出金、国庫負担金、民生費国庫負担金、国民健康保険基盤安定負担金というのと、10ページの府支出金の国民健康保険基盤安定負担金の2つの項目ですけれども、これは国民健康保険特別会計への繰出金に充当されるのか1点確認したいと思います。

それから、国庫支出金、国庫補助金の社会福祉補助金の地域生活支援事業等補助金というのが計上されておりますが、これは昨年と比べて300万程度減額されておりますけれども、その理由をお示しいただきたいということと、どの事業にこの補助金が充当されているのかお聞きしたいと思います。

その下の段、次世代育成支援対策交付金についてですが、この交付金の目的としては、次世代育成行動計画に基づいた措置の実施をするということで、それに伴う必要経費を交付されるものと受け止めているんですけれども、この次世代育成行動計画の中でどんな事業を実施する予定かということをお聞きしたいと思います。

川端委員長 よろしく申し上げます。

古橋住民部保険年金課長 国庫支出金、府支出金の国民健康保険基盤安定負担金でございますが、委員ご指摘のように、歳出で計上いたしております国民健康保険特別会計への繰出金のうちの基盤安定分に充当するものでございまして、国・府あわせて繰出金額の4分の3に相当する金額を計上いたしております。

古谷福祉部地域福祉課長 地域生活支援事業の関係でございますけれども、まず事業の内容でございますけれども、コミュニケーション支援事業、これは手話通訳、それからガイドヘルパーを派遣する移動支援事業、それから日常生活用具給付事業、日帰りショートステイと呼んでおります日中一時支援事業、それから社会参加促進事業、いろんなスポーツ大会とかレクリエーションあるいは創作教室とか手話講習会とか、それと自動車運転免許の取得とか、

幅広い分野でございますけども、そういう障害者自立支援法に基づきます様々な事業が地域生活支援事業の中身でございます。

減額でございますが、法の施行を踏まえまして、先般も申し上げたことがございますが、急遽のことではございましたので、大きな予算を組んで執行してきたということがございました。先ほどの補正予算でもありましたように、見通しとして少なくなったと、19年度も少なくなったと。特に主なところは、ガイドヘルパーの利用者が意外と少ないということ、それから日中一時支援、これももっと多いというふうに思ってたんですけども、実際は障害福祉サービスの日帰りやなしに、泊まるという方の事業の方の伸びが大きくて、日帰りのショートステイが非常に少なくなった。見通しが、実態がわかってはきましたので、昨年度に比べて少なくなっております。

それと次に、次世代育成支援対策交付金でございますが、これは簡単に言えば、保健センターでやっております保育なり母子の健康事業でございます。具体的には、こんにちは赤ちゃん事業でありますとか育児支援のための家庭訪問事業、その他要保護ネットという協議会を設置して運営しております。それと、食育の推進なり思春期保健対策、中学校へ行って、いろいろ講師を派遣したりしてやっておりますが、そういうものを対象にした補助金ということでございます。

中原委員 今お答えになった中で最後の1点ですけれども、事業内容といたしまして、いろんな目的があるかと思っておりますけれども、虐待の早期発見につながるというような事業もその中で非常に多いのではないかなというふうに思っております。

先日、岬町でも胸を痛める事件がありましたことでもありますし、虐待の早期発見について、より充実させる必要があるのではないかなというふうに考えておるんですけども、その点について、今後の展開で、こんなふうな工夫をしたいとか、努力が図られるというようなことがありましたら、お示しいただきたいと思っております。

それから、資料の10ページ、府支出金、府補助金、目2民生費府補助金、節1の社会福祉費補助金のところなんですけれども、昨年の予算書と等に比べておりますと、社会福祉費補助金の中にあつた補助金が今回なくなっているものが何点か見受けられまして、先ほど来の説明の中でもありましたとおり、自立支援法の施行に伴って、いろんな意味での混乱もあつたりですとか、また補助制度等の変更もあるのかなと思うんですけども、三つなくなっているものがありまして、障害程度区分についての補助金とセーフティネット支援対策補助金、そういうものと、精神障害者地域生活援助事業運営補助金というような

ものが今回は計上されておりませんが、昨年であればこういう予算が入ってきて、補助金が入ってきて、何らかの事業を展開して、そこに充当するということがあったと思いますけれども、今回はそういった補助金がなくなったことで、どのようにそのあたりの手当てをなさるのか。名前が変わって、同じような趣旨で補助金があり、また事業も継続して展開されるということであれば結構かと思うんですけども、そのあたりについてお示しいただきたいと思います。

それから、同じ節の障害者自立支援対策臨時特例交付金というのは初めて見る名前なんですけれども、これはどういった事業に充当されるものなのか、お示しいただきたいと思います。

そこまででお答えください。

古谷福祉部地域福祉課長 まず1点目、虐待の防止・予防ということに強化をするべきではないかという趣旨のご質問やと思います。これは当然、今のところ、現在は子育て支援課の方がどちらかといえば主管なんですけども、保健センターの方でも、乳幼児の健診時に注意を払うというようなことは当然必要だと思っていますので、さらに強化したいなというふうに思っています。今回の事件も踏まえて、出生届の際に、あるいは戸籍で届け出ていただくんですけども、私どもの方では保健センターあての通知というの、これは任意で、強制はできないんですけども、書いていただいて、どこにだれがどういう状態で生まれたんやということをもっと把握したいなと。こういう情報がないとできないということでございますので、これをさらに住民生活課の窓口にもお願いして、徹底してやっていきたいというふうに考えております。

最近、いわゆるできちゃった結婚というのが大変多うございまして、母子手帳を発行したときと、出生したときの住所もお名前も違うというようなことが大変多いと。全国的には4割を超えたとかいうふうなことも報道されておりましたが、大変、岬町でも多いなというふうに考えております。まず、どこでだれが出生して、どこで生まれたという情報がないと動けないと。情報を把握できないということでありますので、その辺の入り口からの情報の収集にさらに力を入れてまいりたいなというふうに考えております。

2点目、社会福祉費補助金でございますけども、障害程度区分、これはちょっと今、項目どこか忘れちゃったけども、障害程度区分の認定審査会への補助金というのは残っておりますので。

中原委員 それはわかったのもういいです。

古谷福祉部地域福祉課長 よろしいですか。

それから、セーフティネット云々でございますけども、これは国庫補助でございますけども、そもそも3年間の補助ということで、3年間経過しましたので、国の補助打ち切りということでございます。この3年間にやってまいりましたのは、峰地藏老人憩いの家のハードのバリアフリーなりの整備をして、また、いわゆるたまり場ということで、たくさん皆さん来ていただいていますけれども、そこでの事業のソフト事業を展開してきたということでございます。

関係者の意見、先般も障害者施策推進協議会等でも意見をお聞きしたところでございますけれども、今まで引きこもりがちであった精神障害をお持ちの方等ですね、大変社会的にまじわえるようになってきたと一定の評価を受けさせていただいているところでございます。来年度以降、セーフティネットの事業そのものは3年間の時限措置でございますので、これで終了でございます。その成果を踏まえまして、町の方としましては、特に精神障害の方が集えるようにということで、予算措置を考えているところでございます。

それから3点目、精神障害者地域生活援助事業運営補助金ということやと思えますけども、これは補助金の統合等がございまして、社会福祉費補助金の大阪府身体障害者福祉事業等補助金というふうに統合されておるということでございます。

それと、最後の新規事業ということで、障害者自立支援対策臨時特例交付金でございます。これはご指摘のとおり初めてでございます。これは20年度限りの特例交付金ということで、国が予算化したということで連絡があったものでございます。詳細はまだ国の方から詳しい通知が来てないんで、バクツとした、実はこれも予算どりをしておるんですけども、主な内容といたしましては、相談事業というのをやっておりますが、これをさらに充実してやろうと。

充実の中身といいますのは、今までは相談に来てくださいというようなことが中心やったんですけども、これは委託事業になると思いますが、まつのき園さんの専門支援員なりが個別訪問するなり、出かけていってアウトリーチをしていこうやないかというようなことを一つ考えております。これは歳出の方でも出てまいりますけども、それとあと、視覚障害者向けの情報伝達装置なりを購入しようという考えでございます。

以上です。

中原委員 虐待について、防止やとか早期発見の充実というところで、出生届のときに確認できるようにという取り組みについては、私もお聞かせいただいております、ほぼ100%に

近い数で、生まれた赤ちゃんについては、住所や連絡先等をつかむことができているということで、先日の事件については、たまたまというべきかどうかわかりませんが、いろんな手だての網からこぼれ落ちてしまったという部分が一つはあったのかなというふうに感じておりますので、さまざまな事業の展開で、今示された以外のところでも、いろいろと保健センターでも努力されて事業を行っておられることも承知しておりますので、そういった複数の網からこぼれ落ちることのないようにということを、より一層心がけていただきたいと意見を申し上げておきます。

それから、セーフティネットの支援事業について詳細な説明がありましたけれども、3年間の限定措置だったということで、今説明を聞いた範囲においては、いい活用の仕方をされたのかなというふうな印象を受けております。今後についても時限措置が失効になったからといって、この事業が終わってしまうということではなくて、発展的に何らかの事業につなげていくというお答えがありましたので、そのように努めていただきたいと思います。

それから、資料の10ページの一番下の大阪府放課後児童健全育成事業補助金ですが、これは昨年と比べて増額されておるんですけども、増額理由についてお示しいただきたいと思います。

11ページの保健衛生費補助金のところですが、自然海浜保全地区清掃費等補助金という項目がありますけれども、これは昨年までは予算書上の整理としては、総務費の府補助金のところに書き込まれておったわけなんですけど、今回、項目が移行されているということで、特段の理由があるのかということを確認させていただきたいと思います。

同じく11ページに繰入金、特別会計繰入金について、介護保険特別会計繰入金のところですが、これはどの事業に充当されるのかなと思っておるんですけども、ちょっと説明をいただきたいと思います。

それから、その下、二つの淡輪財産区と多奈川財産区の特別会計繰入金というところで、本会議場におきまして説明を受けたかと思っておりますけれども、不法投棄対策に充当するというので、この繰り入れを行ったという説明であったかなと思うんですけども、歳出の項目としてはどに充当されるのか、そのあたりについてお示しいただきたいと思います。

以上、お願いします。

大山福祉部子育て支援課長 大阪府放課後児童健全育成事業補助金の件ですけれども、これは一般的には学童保育を実施していることで児童の健全な育成を図ることを目的としております。

基準額としまして、淡輪学童は年間平均児童数が36人から70人の間と考えられますので、240万8,000円、それに加算額としまして、開設日数、長時間開設、障害児受け入れということで、合計395万円の3分の2が補助となっております。

深日学童におきましては、今回、多奈川学童と合同することで20人を超えますので、すみません、年間平均児童数が20人から25人というところにまいると思われまして、161万2,000円の基準額に対しまして、開設日数加算、長時間開設で合計246万7,000円の3分の2で、合計427万8,000円の計上としております。

谷下住民部住民生活課長 自然海浜保全地区清掃費等の補助金でございますけれども、これはあくまでも予算編成上のことでございます。

また、この中身につきましては、淡輪1カ所、小島1カ所の自然海浜を指定されている清掃業務等に充てる補助金でございます。

以上でございます。

岸本福祉部高齢福祉課長 介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）からの繰入金ということで144万3,000円の内容でございますが、これは歳出の方で出てきます介護サービス事業勘定の特別会計の黒字分を一般会計に繰り入れるということでございます。

以上です。

谷下住民部住民生活課長 淡輪財産区繰入金と多奈川財産区特別会計繰入金、これにつきましては、不法投棄対策として監視カメラを設置したいということでお願いしたものでございまして、これにつきましては、歳出の61ページ、その中の環境衛生費で備品購入費、ここで機械器具費というのが入っているんですけども、これが中身です。

中原委員 学童保育について再度確認いたしますが、この増額された理由というのは、深日と多奈川がひっついたということで、その人数によって基準額等が決まるものが、人数がふえたので増額されたというふうに理解していいのかという点をもう一度お聞かせいただきたいと思っております。

大山福祉部子育て支援課長 先ほどちょっと申し足らんかったんですけども、今回、制度が変わりましたので、たまたま岬町が加算額、開設日数と長時間開設が該当となりましたので、それと深日におきましても、人数の増加と開設日数、長時間開設が加算されることになりまして、増額となっております。

谷本委員 先ほどの中原議員の質問とちょっと関係あるんですけど、11ページの繰入金で、深日財産区特別会計繰入金と淡輪財産区、多奈川財産区がありますね。これは不法投棄監視装

置のために使う金だと思うんですけども、深日財産区だけで235万7,000円と、ちょっと金額が上がってますが、これはどういうことで上がっているんかちゅうこと。

谷下住民部住民生活課長 深日財産区特別会計繰入金につきましては、先ほど申しあげました不法投棄に対する監視カメラの要望と、実は深日墓地におきましての越境等でフェンス等がかなり壊れておるといことで越境されるという実情がございましたので、その補修並びに深日墓地におきましては、墓地改修等で業者さんが不法に入って改修されるというような事態が起こっていましたので、それを何とか食い止めたいということから、深日墓地進入におきましてはバリケード、そういうものを設置してはどうかというような深日財産区の方からの意見がございまして、それで今回挙げさせていただいた内容でございます。

以上でございます。

川端委員長 よろしいですか。

そしたら皆さん、歳入についての質疑は終了したいと思います。

歳入についての質疑は終了いたします。

歳出に入るんですけども、歳出に入る前に暫時休憩したいと思いますんですけども、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

川端委員長 異議なしと認め、暫時休憩することに決定しました。

暫時休憩します。

再開は1時半にしたいんです。よろしいですか。よろしくお願いします。

(午前11時55分 休憩)

(午後 1時30分 再開)

川端委員長 休憩前に引き続き、会議を再開します。

歳出に入りたいと思います。

まず、総務費に入ります。

予算書38ページの目・交通安全対策事業費、40ページから42ページの項・徴税費及び42ページ、43ページの項・戸籍住民基本台帳費をごらんください。

質疑、意見はございませんか。

中原委員 予算書の42ページの節23のところですが、町税過誤納償還金ということで、前年よりも1,000万円ほど多く見積もってあるんですけども、この理由をお示しいただき

たいと思います。1点です。

入口住民部副理事兼税務課長 この1,380万円につきましては、通常の町税、いわゆる町民税、法人税、軽自動車税、固定資産税を除きまして、府民税徴収の還付に加え、平成19年度の税源移譲により所得税の変更によりまして税負担の軽減を受けずに、住民税の変更による税負担の増加の影響のみを受ける者に対し、平成20年度にその者が住民税の軽減を申告することにより、納付済の平成19年度分の町民税、府民税から税源移譲により還付することとなります。いわゆるその還付金については、これに対しては980万円の増となっております。

固定資産税が100万円で、住民税等については300万円の、トータル1,380万円となっております。

以上です。

中原委員 ちょっと確認なんですけど、これは私もうろおぼえなんですけれども、税源移譲の影響の話は今しておられましたけれども、還付申請によって還付されるものというお話でしたが、それは以前、話のあった7月中に手続きをしないと返してもらわれへんという関係のやつで間違いなかったでしょうか。確認したいと思います。

入口住民部副理事兼税務課長 申告期間が7月1日から31日となっております。これに対して申告が必要でございます。それについては、こちらの方から送付します。該当者を抽出いたしまして、送付することとなっております。

今のところは予定でございます。

中原委員 私もこの件につきましては、ちょっと気をつけておかなあかんなと思ってまして、申告の期間がたった1カ月しかないということでしたので、対象になる方で、申請主義ですのでね、申請しなければ還付金がないということになるので、よく覚えておいて、1カ月の期間なんで、住民の皆さんによく周知していただかなというふうに思ったところで、今、答弁の中では、該当者に対して郵送でその内容を通知するということですので、なかなか丁寧な対応をされるなあという印象を受けております。きちんと運用していただいて、該当者に還付していただくように申し上げておきたいと思います。

以上です。

竹内委員 43ページの住基ネットの件なんですけども、これも毎年聞くんですけど、発行枚数、今現在、何ほかだけ教えてください。

谷下住民部住民生活課長 今年度20年度におきましては、60件を予定しております。

以上です。

川端委員長 そしたら総務費の質疑を終わりたいと思います。

続いて、民生費に入ります。

予算書の46ページから58ページをごらんください。ただし、文化センター費は他の委員会の所管ですので、除きます。質疑、意見はございませんか。

辻下(文)委員 ちょっとすみません、説明してほしいんですけど、47ページの障害者就業・生活支援センター運営事業委託料と、それから障害者相談事業、それともう一つ、日常生活自立支援という、その内容をちょっと教えていただきたいんですけども、

古谷福祉部地域福祉課長 まず1点目、障害者就業・生活支援センター運営事業委託料ということでございますか。

まず、障害者就業・生活支援センターなんですけども、これは現在、全国的に130件余りこういうセンターがあります。このセンターは、国の補助を受けて直接運営されているセンターでございます。ところが、まだまだ少ないということございまして、大阪府内にはこういうセンターが9カ所、準備センターというのが9カ所ございます。南泉州の地域、要は泉佐野以南の地域では、まだ正式な国の直轄事業のセンターがないのでございます。泉佐野以南の市町村は、大阪府の2分の1の補助を受けまして、平成16年度でしたから、今年度4年間ですけども、準備事業ということで、府の補助金はステップアップ事業という名称がついておりますけども、要は準備センターから本センターにステップアップして、本センターとして自立して、障害者の就業なり生活支援をしていただくということでございます。

安倍内閣はもうなくなったんですけども、その際に国の方針としまして、福祉から雇用へという大きな基本的な考え方がございました。国の方は、これから20年度、21年度ぐらいに集中的にこういう福祉の面における就業施策を充実するんやという方針を出してきております。20年度につきましては、130余りあるものを100カ所ぐらいふやす。さらに400カ所ぐらいにふやすという方針を立ててきてございまして、そういう予算組みもしたという連絡をいただいております。それで非常にチャンスでございますので、大阪府の音頭取りもありまして、今回予算を増額しておるんですけども、早く準備センターから本センターに移行していただくということで、人員増も見込んで委託料をアップしていくと。岬町だけではないんですけども、泉佐野以南の力合わせでやっていこうという計画で予算措置をさせていただいております。

先般、府の方から担当者レベルで連絡がありまして、国の施策にどうもうまいこと20年度からのれるそうやという内々示がありまして、ということは、市町村が委託料を出さずに、国の直接の補助金でやっていただける見通しがつきつつあります。その際は、歳入歳出補助金も組んでおりますけども、町としては支出がなくなるという見通しを今持っておるところでございます。

2点目は、障害者相談事業等負担金353万4,000円の件でございますね。これは自立支援法の施行に伴いまして、三障害の相談事業が一括して市町村の事業というふうになった際から、阪南市立まつき園さんの方に相談事業なり、それから地域活動支援センター事業というのをお願いしている件でございます、阪南市と共同で実施しております。そのための岬町分の負担金ということでございます。

日常生活自立支援事業補助金でございますが、これは先般の委員会でもあったと思いますが、要は権利擁護事業でございます。午前中に成年後見制度ということの御質問がありましたけども、それは法的に裁判所なりが財産管理なりをやっていく方を後見人を定めるということでございます。これに至らない日常のちょっとした買い物のお手伝いとか、銀行からお金を出してくるとか、こういうのが不自由な方もございますので、これにつきましては、社会福祉協議会さんの方でそういう権利擁護という言葉がかつては使っておりましたが、そういう事業をしていただいております。そのための岬町の社会福祉協議会に対する補助金でございます。

辻下(文)委員 障害者の自立ちゅう側面なんですけど、やはり障害者の生きがいという側面からすると重要なことだと思いますので、どんどん強化していただきたいと思います。

和田委員 47ページの戦没者追悼式の委託料なんですけど、昨年、一昨年から毎年ちょっと下がってきているようなんですけど、町長に聞きたいんですけど、一応、この毎年下がる予定というんですか、皆下げてるということで、下げているんだと思うんですけども、今後もまだ下げるつもりでいてるんか、どのようになるんか、そのことを1点聞きたいんと、もう2点、55ページの児童福祉施設費ですか、賃金のところで臨時職員賃金、これは6,107万7,000円となっているんですけど、これはできたら部署ちゅうんか、保育所と思うんですけど、部署部署で何名ずつになってるんか、それをちょっとお聞きしたいんです。

石田町長 追悼式の費用の主なものは、祭壇といいませんね、台上のお花、台が一番大きな費用となっております。これも最後には皆さんにお持ち帰りいただいているという形になっとるんですけども、どこまで下がるかという分に関しましては限度はあろうかと思いますが、た

だ、いろんな形で工夫はまだまだ必要なのかなと思っております。この辺に關しましては、またいろいろ担当と知恵を出し合いながら、追悼式を遂行するに当たりましては工夫を重ねていきたいなと思っております。

以上でございます。

大山福祉部子育て支援課長 児童福祉施設費の賃金の件ですけども、臨時職員としまして、淡輪保育所保育士の賃金13人分、深日保育所4人分、多奈川保育所の賃金1名、用務員が各保育所、これは緑ヶ丘も含めて4名分です。緑ヶ丘保育所の給食調理員2名分、給食搬送運転手1名分、深日保育所の調理員1名分、あとは早朝・延長の保育士、土曜日の保育士の分となっております。

和田委員 戦没者の件で町長もいろいろこれからのこともあると言うけど、私がいいたいのは、ほかと違って、やはり国のために犠牲になって亡くなられた方の生活費ちゅうんですかな、そこらを思いますんで、できるだけ減らさないようにしてやっていただきたいと、要望だけしときます。

次の保育所ですけど、淡輪が13名、深日が4名、多奈川1名、保育所のこの方たちは皆、保育所の保母の免許を持った人かな。

大山福祉部子育て支援課長 臨時保育士、早・延長保育士すべて保育士の免許を持っております。

中原委員 質問させていただきます。

47ページの社会福祉総務費の委託料ですが、障害者社会参加事業委託料というのと相談支援充実・強化事業委託料という項目が、これは新たな事業名かなというふうに思っておるんですが、午前中に質問してご説明いただいた内容と重なる部分があるのかなと思うんですけれども、事業内容についてお示しいただきたいのと、委託先をお聞きしたいと思います。

それから、同じページの節18備品購入費の機械器具費、購入された機械器具の内容をお示してください。

以上です。

古谷福祉部地域福祉課長 まず、障害者社会参加事業の委託料でございますが、これは委託先は岬町の身体障害者福祉会さんとかが、言わば当事者団体が中心でございますして、社会参加を促進するという目的でございますして、例えばボーリング大会でありますとか、ミカン狩りをこれまでは実施してまいりました。来年度につきましても、そういうイベントを通じて社会参加を促進していくということで、これは当事者団体に委託するという方向で考えて

おります。

2点目、3点目は、午前中に歳入の方でご質問もありましたんですけども、来年度限りの国の特別の臨時特例交付金というものを充当して、実施する予定でございます。

まず、相談支援充実・強化事業でございますけども、先ほどもご質問がありましたが、まつのき園さんに相談支援事業、それから地域活動支援センターの事業を委託してやってきております。

前の委員会でしたか、中原委員さんからもご質問があったかなと思うんですけども、相談事業も、18年度は半年間で現場へ行った方がお一人くらいだったんですけども、今年度の見込みとしましては、34件ぐらいにふえていったと。

それから、地域活動支援センターの事業も、延べ86件が半年分ですけども、それが1年間で454件ということで、これはいずれも精神障害の方の活動なんですけど、そういうふうに事業が拡大していているという中でございます。

この臨時特例交付金の制度が示されましたので、これをさらに充実していこうと。阪南市と協働でやっておりますもんですから阪南市とも今話し合いをしておりますが、まつのき園さんに委託をしようということで考えております。相当の額になると思われまので、人員の増加等も図っていただきまして、午前中申し上げましたように、こちらから出向いて相談をあるんかないんか、その辺も含めて、そういうアウトリーチをかけていこうと、そういうことを今考えて、委託料を編成させていただいているところでございます。

それから、備品の方でございますけども、これも臨時特例交付金をあてにしておるところでございます。ただ国の方、今言うてきておりますのは、視覚障害者向けの備品を町の備品として整備せよという大まかな特例交付金の内容が示されております。当方が今考えておりますのは、点字のテプラというのが、テプラで商品名ですけども、そういう簡単なものが今も1台使っているんですけども、各課にも使っていただいて、点字がすぐ、特段の技術がなくても打てるようなものを購入しようかなと。それからスピーチオと、これも商品名かなと思うんですけども、文書がバーコードの一種のようなもんなんですけども、それを読み取って、音声で文書を読むことができると、そういうようなものの購入を現在検討しているところでございます。

竹内委員 50ページの上の方の生活支援ハウス運営業務1,253万8,000円、これは多分淡輪老人福祉センターの隣のハウスで行っている事業と思うんですけども、私、家が近いもんでよく通るんですけども、私なんかは、歴史の会とか、そういう会議にはよくあの部

屋を使わせてもらうんですけども、そのほかにどんなような支援をしているのか、またどんな業者に委託しているのか、それをお教え願いますか。

岸本福祉部高齢福祉課長 今、議員が言われております生活支援ハウス運營業務委託料1,253万8,000円の内容でございますが、この場所は淡輪の中日臨海のバス置き場、国道沿いのバリューのちょっと海側なんですけども、その場所で定員20人枠で、自立を目的とした高齢者が入っております、現在14人入っております。委託先については君里苑になっております。

以上でございます。

谷本委員 1点ちょっとお聞きしたいんですけど、50ページの負担金、補助及び交付金、高齢者住宅改造事業補助金100万円であります。これは19年度の一般会計補正予算、先ほど私、質問した障害者の福祉費とはまた別のものですか。

岸本福祉部高齢福祉課長 別のものでございます。

竹内委員 すみません、先ほど私が聞いた福祉センターの隣のプレハブを建てたところがありますね、あそこは何に使っているのか。

岸本福祉部高齢福祉課長 淡輪老人福祉センターの横のプレハブですけども、あそこは昨年、介護予防拠点といたしまして、介護予防のために使用する施設として位置づけしております。実際、具体的には、中で出前講座等で体操をしたりとか、栄養教室をしたりとかという形で、介護予防のために使っているものでございます。

川端委員長 すみません、私、一つね、先ほど質問ありました日常生活自立支援事業、この権利擁護のことなんですけども、昨年て言うたらええんかな、19年度はまだもうちょっとあるけども、大体何件ぐらい、これ。

古谷福祉部地域福祉課長 社会福祉協議会さんに委託している事業でございますので、今、手元に数字がございませんので、後ほど調べて報告させていただきたいと思っております。

川端委員長 なかなかこういうことがあるんやということ、地域包括支援センターに行ったら、こういう方あったらこんなしたらいいですよとか教えていただけるんやろけども、なかなか現実にはこういうことがしてもらえる、こういう事業があるということを知らない人の方が多いんじゃないかなと思うんです。やっぱりもっといろんな形で周知するというのも大事じゃないかなと思うんですけども。

古谷福祉部地域福祉課長 これにつきましては、障害者に限らず認知症の高齢者の方も対象となっております。

広報につきましては、今後とも岬だより、それから社協の事業でございますので、社協みさき等を通じ、都度都度やってるつもりなんですけども、再度ご指摘を受けましたので、力を入れて広報をやっていきたいと考えます。

川端委員長 お願いしときます。

高齢者の方だけが知っても、高齢者の方が理解できないというんか、それよりも、もっと若い周りの人が知って、高齢者の方にこういうことを活用したらいいよというふうに教えてあげるといことも大事かなと思いますので、そういうことも考えての周知を要望しておきます。

古谷福祉部地域福祉課長 日常生活自立支援事業でございますけども、今、報告受けておりますのは、平成19年度は12人でございます。実際に制度を使われた方でございます。相談はこれの3倍ぐらいあるとは聞いておりますけども、それから20年度は15人ぐらいを予定しておるといことでございます。相談はたくさんあるんですけども、やっぱり自己負担というのもありまして、その辺でどうしても戸惑う方がおられるというような報告を受けております。

川端委員長 それでは、民生費の質疑を終わります。

続いて、衛生費に入ります。

予算書58ページから66ページをごらんください。ただし、環境衛生費のうち下水道課に係るものは他の委員会の所管ですので、除きます。

質疑、意見はございませんか。

竹内委員 61ページのこれね、前も聞いた行旅死亡人等というのを毎年上がっているんですけど、府支出金で35万円ぐらいの予算が拳がって上がっているんですけども、これについては昨年度の実績はどうか。

谷下住民部住民生活課長 去年につきましては、行旅の方は2人ございました。平成20年度におきましても、一応、予算は2名分とらせていただいています。

以上です。

和田副委員長 61ページの委託料ですけど、淡輪火葬場の運營業務委託料、これは前に委託したときには600万円、今現在要ってるけど、500万円で契約できたように私、聞いたんですけど、621万円やったら100万円ほど上がってるんやけど、これどないなってこないなったんか1点と、65ページのストックヤード、工事請負費でストックヤード建設工事、これは煙突を壊した後にストックヤードをつくるんか、ストックヤードとは何かと

ということなんですけど、もう1点、ごみ収集委託料で、これは64ページ。収集委託料で1億2,000万円、前年より2,000万円ほど減っているんですけど、反対に粗大ごみ等処分委託料が924万6,000円、粗大ごみの委託料、今度、粗大ごみ袋を500円で売って、ちょっと収入が入るなと思ってるんですけど、この粗大ごみの委託料で900万円も要ったら、これどないなるのかな、その点、3点。

谷下住民部住民生活課長 まず1点目は、淡輪火葬場運営業務委託料の件でございますけれども、これにつきましては、平成19年4月から指定管理者制度を設けまして、一応期間としては3年間の長期委託契約を行っており、平成19年度では、600万何がしの金額を平成20年度においても前年度と同じくらいの金額を計上させていただいておりますので、先ほど言われる変動はないと思うんです。

和田副委員長 去年、600万円の予算のってましたかな。私、500万円だと思ってたんやけど、それと5年間というあれと違うたんかな。

谷下住民部住民生活課長 3年でございます。予算は前年と同じであります。

2,000万円については、ごみ収集委託料を見直しての減額ということです。

粗大ごみ等の処分委託料につきましては、実は18年の当初におきまして、これも長期契約ということで、安藤工務店が最終処分場の跡地におきまして粗大ごみの処分を行っているんですけども、今言いました長期契約で、18年から19年度で516万6,000円で契約させていただいている内容で、一応、この19年度で切れますので、新たに業務選定、要するに業者選定を行いますので、その積算根拠を用いましたので、今回この金額になっているということです。ということは、今までの分は、要するに入札減の形で対応させていただいたと。もともとはこの金額で対応してたんですけども、入札することによって当然減が生じます。その部分で対応させていただいたと。だけど、一応、契約としては19年度が終わりますんで、20年度再度、業者選定して、指名して、業者を決定するということですんで、この金額になっております。

ストックヤード建設工事につきましては、これは先ほども言われてましたように、旧焼却場の跡地にリサイクル施設並びに物置というんですか、資源物を収納する置き場というものを設置する予定でございます。

以上でございます。

和田副委員長 1点だけ。今、粗大ごみ900万円というのは、昨年より400万円上がったと私、見てるんで、前の予算は500万円で900万円は上がってない。

平成20年度の予算書が900万円上がったと今言うたんで、昨年は500万円しか予算はなかったんちがうかなということを言うてるわけ。昨年500万円で今年900万円それはそれでいいんやけど、ちょっとここ違うてるんちがうの。

谷下住民部住民生活課長 今言いましたように、18年と19年では確かに500万円余りなんです。これは先ほど言いましたように、入札をもってこの金額が決定した。もともとは924万6,000円、900万円何がしの金額を予算計上してたんですけども、18年度においてですね、18年度に入札をして安くなったということで、2年契約ですんで、その契約分を乗せておったので、そういう金額になったということです。

和田副委員長 去年間違いないかな、この900万円の予算500万円になってないかな。

谷下住民部住民生活課長 粗大ごみにつきましては、19年度は500万何がしの金額です。

中原委員 59ページの保健衛生費の委託料で、妊婦一般検診検査委託料というのがありますけれども、これはことしから検診の公費負担の回数増ということをお聞きしておりますけれども、それが反映された形での予算化であるのかという確認が1点と、同じ59ページの範囲に当たるのか、本日の委員会が終わってから詳細の説明があるようですけども、泉州の周産期母子医療センターへの参画に関する予算化なんかは、ここへのってこないものかなのかなと思いましたが、そのあたりご説明いただきたいと思います。

60ページの予防費が続いております、結核の集団検診の項目がなくなっておるんですけども、これは来年度から中止ということなのか、お聞きしたいと思います。

それから、61ページの火葬場費のところ、節14使用料及び賃借料の火葬場使用料とあるんですけども、この中身の詳細をお聞きしたいのと、そのすぐ下の墓地改修工事について、詳細をお示してください。

一たん以上でお答えいただきたいと思います。

古谷福祉部地域福祉課長 まず1点目、妊婦一般健康診査委託料でございますけども、これの公費負担ということでございますが、19年度まで1回ということでございましたが、3回をするという見込みで予算編成をしております。

2点目、泉州母子医療センターにつきましては、予算措置がまだ間に合わないという状況でございましたので、当初予算には計上はいたしておりません。

3点目、結核集団検診につきましては、これは予算編成の中身が変わっておるわけでございますが、実施はいたします。中身につきましては、保健センター所長の方から説明させます。

串山保健センター所長 結核予防費についてお答えします。結核予防法の廃止に伴い、BCG接種は予防接種費に、結核検診の胸部レントゲン検査は保健事業費に移行し、継続して実施します。

谷下住民部住民生活課長 まず、1点目の火葬場使用料でございますけども、先ほど申し上げました行旅死亡人、これの火葬場の手数料でございます。2名分でございます。

続きまして、墓地改修工事でございます。これも午前中に説明させていただきました深日財産区の絡みで、深日墓地の境界フェンス、これを一応現在80メートルというのを計画しておりまして、また車どめにつきましては、8カ所、車どめの設置を考えております。

以上でございます。

中原委員 妊産婦検診の公費負担回数増については非常に結構かと思えますけれども、さらに回数をふやされるように要望しておきたいと思えます。

64ページの8.報償費、再資源集団回収報償費の取り組みについて、詳細をお示しいただきたいと思えます。

節11需用費の修繕料とありますが、この修繕箇所、内容等お聞かせいただきたいと思えます。

13の委託料のところですが、先ほど副委員長からお聞きになられた点で、粗大ごみ等処分委託料についてお聞きしたいと思えます。

先ほどの説明で400万円の増額理由については、入札によって19年度までは少ない額で押さえられていたということはわかりましたけれども、粗大ごみについては、平成20年度から有料化ということで、今たくさん皆さん駆け込み的にごみを捨てておられる時期だと思うんですね。ですので、平成20年度については、恐らく粗大ごみが出される量は少なくなるのではないかなということが予測されるんですけども、それはお考えに入れずに、従来どおりの量ということでこの予算化をされたのか、その点についてお聞きしたいと思えます。

それから、同じく委託料で65ページの上から二つ目、選別運搬業務委託料というのがありますが、何を選別するのか、お聞かせいただきたい。こういった業務であるのか、お聞かせいただきたいと思えます。

それから、このあたりの予算の中に、ごみ処理券の制作費とか、そういったものは含まれるものなのか、お聞きしたいと思えます。

最後に要望ですけれども、資料請求をしたいと思うんですが、委託料のところたくさん業務の名前が載っておりまして、このすべてについての委託先の一覧をいただきたいと

思います。それほど急ぎませんので、これはお願いしたい点であります。

以上です。

谷下住民部住民生活課長 64ページと65ページで、64ページの上の方から順次説明させていただきますので、よろしくをお願いします。

まず、64ページの報償費で再資源集団回収補償費60万円みておるんですけども、これは従来、平成16年に、集団回収ということで団体を募集したことがあります。それで、家庭から排出されます段ボールやら古紙、新聞、そういうようなものを集めておったのですけども、平成18年に中止になってしまいまして、今回、リサイクル施設とういものも検討に入れておりますので、再度、この集団回収のシステムを復活するために予算として計上しています。よって、この動きとしましては、平成20年4月以降にそういう団体を募集します。対応していきたいと考えております。

続きまして、修繕料でございますけれども、これも先ほど説明させていただいたごみ処理施設の定期点検の部分でございます。

続きまして、粗大ごみ等の処分委託料でございますけれども、当初は初年度、要するに20年度が初年度になりますので、先ほど言いました入札減ではなしに、これは入札前の金額、またごみ量を計算して、単価等も計算に入れました金額で一応924万6,000円を上げさせていただいております。

続きまして、選別運搬業務委託料でございますけれども、これは従来から申し上げております家電リサイクルの委託料でございます。

続きまして、20年度から有料になります不燃・粗大ごみについて、金額の変動でございますけれども、従来の考え方を通すというよりも、従来の考えで一応委託料として上げさせていただいております。

以上が質問内容かと思うんですけども、ごみの処理券につきましては、19年度で対応しております。

それと、20年度につきましては一応5,400枚、これを予定しております。

以上でございます。

すみません、資料要求について再度お願い申し上げます。資料要求。

中原委員 項目でいいますと、13、委託料のところの委託先一覧をお願いします。

谷下住民部住民生活課長 13の委託料のすべての委託先、年度的には20年はちょっと無理なんです、19年。

中原委員 昨年度でいいです。

谷下住民部住民生活課長 19年度でいいですね。わかりました、用意させていただきます。

以上です。

中原委員 先ほどのお話で、まず再資源の集団回収の報償費についてですが、平成16年から実施はしていたということで、平成18年から中止というお話でしたが、これはちょっと記憶が定かでないんですけれども、この中止に至った経緯というのが、集中改革プランとかそういう考え方に基づいて中止になったのではなかったかなと思うんですけれども、そのあたりをちょっとお聞きしたいと思います。

それから、ごみ処理券の説明だったんですけれども、5,400万と言われたんですね、これは失礼しました。この5,400枚というのは20年度分ということで、これぐらいの予定をして準備しているということによろしかったでしょうか、確認したいと思います。

谷下住民部住民生活課長 すみません、先ほど16年の実施と言いましたんですけれども、15年まで実施しておりまして、16年から廃止している状況でございます。

それと、印刷関係でございますけれども、20年度で5,400枚と考えております。

以上でございます。

谷本委員 66ページのし尿処理の一番最後ですけれども、下水道整備に伴うし尿収集運搬業務継続助成金、これは約1,000万円ほど、この助成ちゅうんか補償というのは、何年ごろまでと期限を切ってるんですか。

谷下住民部住民生活課長 補償につきましては、平成25年度まで。

谷本委員 金額はずっとこのままですか。

谷下住民部住民生活課長 金額につきましては、そのままです。

川端委員長 それでは、衛生費の質疑を終わりたいと思います。

続いて、土木費に入ります。

予算書76ページの目・都市計画総務費のうち、住民生活課に係るものをごらんください。

もうよろしいですか。

では、これで一般会計歳出の質疑を終了します。

続いて、討論を行います。

討論ございませんか。

まず、反対討論から。

中原委員 本委員会に付託された内容の中で、項目によりましては、賛成できるものも反対できるものもさまざまかと思えますけれども、全体としては反対せざるを得ないというふうに考えております。

項目の中で緑ヶ丘保育所の調理室の床の改修ですとか、妊産婦検診の回数増については評価したいというふうに考えておりますが、粗大ごみや不燃ごみの有料化による住民負担増、これについては一貫して反対を申し上げてきたところでありまして、また後期高齢者医療制度にかかわりまして、75歳以上と年齢重ねたというだけで、差別される非常なものだというふうに考えておりますので、またそれについて、町として特段の軽減措置なども講じないということは変わらない態度でありますので、この件についても賛成できない点であります。また、これまでの私の一般質問等で、放課後児童健全育成事業、学童保育の事業について、学年の引き上げを求めたりですとか、乳幼児医療費の対象の拡大を求めたりして来ましたが、いずれも実現する見込みはないという格好での予算編成となりましたので、賛成できるものではないと考えております。以上です。

川端委員長 続いて、賛成討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

川端委員長 ないようですので、討論を終わります。

続いて、採決を行います。

議案第6号、「平成20年度岬町一般会計予算の件」のうち本委員会に付託された案件について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手多数)

川端委員長 挙手多数であります。

よって、議案第6号のうち本委員会に付託された案件は、可決されました。

議案第8号、「平成20年度岬町国民健康保険特別会計予算の件」を議題といたします。本件については、本会議で説明を行っておりますので、理事者の説明を省略したいと思います。

よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

川端委員長 予算書116ページから145ページをごらんください。

質疑、意見はございませんか。

116から145ページ。

中原委員 125ページで国民健康保険料のことが書かれてありますけれども、次年度の国民健康保険料はどうなる見込みかということをお聞きしたいと思います。値上げになるのか値下げになるのかということですが、見通しを。

129ページの基金繰入金ですが、これは歳出のどこに充当されるのか説明いただきたいと思います。

同じく129ページの諸収入の受託事業収入ですが、特定健康診査等受託料というのは、後期高齢者の被保険者にかかる健診のことだとお聞きしているんですが、事業費としてはどこから入ってくるのか府の広域連合からかと思うんですが確認したいと思います。

古橋住民部保険年金課長 まず、125ページの保険料でございますが、平成20年度の保険料はどのようになるんやというご質問だと思うんですけども、ことし平成19年度、今現在の保険料と比べて同額程度になると見込んでおります。ただ若干ですね、年500円程度は低くなるのかなというふうに、この予算を編成したときには500円程度安くなるというふうに予想しております。

それと、129ページの基金のいわゆる充当先でございますが、まず保健事業費の一般財源の相当額に1,446万6,000円、それとあと残り予備費で3,000万円計上しておりますが、その予備費に充当するという形で合計4,446万6,000円を計上しております。

129ページの特定健康診査等受託料でございますが、これにつきましては、委員ご指摘のように、後期高齢者医療の被保険者の方に対する集団検診に係る部分についての受託事業収入を計上しております。それで、受託を受けるのが岬町で、委託先に委託するのが後期高齢者広域連合になりますので、保険者である広域連合からの収入ということになっております。

それと関連してでございますが、この予算で保健事業費に投入する経費の中には人間ドックの助成金も含まれておりまして、人間ドック助成金につきましては、現行2万円から4万円に拡充する予定としております。

中原委員 135ページの保健事業費、項1の特定健康診査等事業費についてお聞きしたいと思います。節13の委託料の一番上の特定検診委託料の「険」の漢字がこの字か、健康の「健」という字か確認しておきたいと思います。

ここに三つの特定健診とか特定保健指導とか新しく取り組まれる事業ですね、これにつ

いて予算化がありますけれども、これは従来、保健センターで行っていた基本健診が国保が主体となって特定健診という形でやるように変わったということで、このように予算も変わったと思っているんですけれども、その中に75歳以上の方、後期高齢者医療制度の被保険者に当たる方の検診に係る費用も含まれるのかという点をお聞きしたいと思います。以上、お願いします。

川端委員長 よろしいですか。

古橋住民部保険年金課長 非常に申しわけございません。誤植でございまして、正しくは、特定健診の場合で健康の「健」を使うのが正しい表現でございまして、お詫び申し上げます。

それと、次に後期高齢者の健診の委託料でございますが、後期高齢者の健診委託料は、この特定健診委託料の中に、405万1,000円の中に含まれてございまして、収入と同額含まれております。特定健診は、委員ご指摘のように、これまで町が行ってありました住民基本健診から、各医療保険者が実施をする、特に生活習慣病に着目した健診内容として、衣替えするという内容となっております。

中原委員 後期高齢者医療制度の被保険者についてもこれまでと変わりなくこれまで行っていた住民基本健診のような形態で健診を受けられると事前にお聞きしておりますけれども、確認しておきたいのは、厚生労働省の方では、後期高齢者医療制度の被保険者については、連合の方で健康診査を努力義務として課すという方針を打ち出していて、さらにその上に血圧を下げる薬だとかインスリン注射、血糖を下げる薬、コレステロールを下げる薬などを摂取されている方については受診させないというような方向性を打ち出しているということを知っているんですけれども、岬町におきましては、これまでと変わりなく、受診できるということは、希望者が75歳以上の方であってもこれまでのように受診ができるということで間違いはないか確認したいと思います。

それからもう1点は、特定健診については、受診率を上げていかなければペナルティーが加算されるということでありまして、岬町の現状から目標とされているところまで引き上げるのは、かなり困難だなという印象を受けていますが、大阪府下全域を見たら、比較的高い、もう既にクリアしている、受診率を現時点で気づかれているところもありますけれども、岬町は非常に低いですので、この受診率を上げていかないと、後期高齢者の納付金か支援金かそういうものが加算されるということを知っておりますので、非常に国庫の会計にとっても、言い方は悪いですけど、お荷物になってしまうというか、これについては、私自身は、国のやり方自体が大きな誤りがあると思っておりますので、そういう形でなぜ

市町村に罰則までかけて、ペナルティーをお金でかけてくるのかという腹立ちをもって感じているところであるが、現実問題としては、受診率を引き上げるということは、病気の早期発見にもつながりますし、大事な問題でありますので、その点についてどのように受診率を引き上げていくのかお考えがあればお聞きしたいと思います。以上です。

川端委員長 2点についてです。答弁をお願いします。

古橋住民部保険年金課長 後期高齢者医療におけます特定健診につきましては、服薬等の部分については対象外にするというようなことは、今現在では、町の方には広域連合からの申し出はございません。

ただ、岬町としましては、広域連合がどういうふうな形の対象者を選ぶかは別の話としまして、岬町にお住まいになる75歳以上の健診の受け皿をなるべくふやしたいということで、集団健診については受託は可能ですよということで、広域連合の方に申し入れているところでございます。

それとあと1点、特定健診の受診率の問題でございます。これは協議会の方の資料にも若干特定健診・特定保険指導についてということで資料を入れさせていただいておりますが、結果的に平成24年度、5カ年計画の最終年次につきましては、特定健診の受診率は65%を目標としなさいという形になっておりまして、現在、平成18年度の本町の国保におけます受診率は15.6%程度となっておりますので、非常にハードルの高い形となっております。

そこで、どのようにして受診率を上げていくかという問題でございますが、これまで町で行っております住民基本健診も同様に周知を行ってきたりしているわけですが、それに加えたような周知を行っていくのが必要かなということを思っていますのと、それと今回、人間ドック、先ほど助成限度額を上げさせていただいているというお話をさせていただきましたが、もう一つの側面的な問題としまして、人間ドックにおいても特定健診の部分を受診していただくということで、側面支援の観点からも人間ドックの助成金の拡充を行いたいと思っております。

急に言うて急に上がるものではないと考えておりますので、地道な周知なりをしていくしか手はないのかなと、今現在ではそう考えております。

中原委員 特定健診にしても、後期高齢者医療制度にしましても、国保の部署でお仕事をされている職員の皆さんはほんとに振り回されて、大変なことと思いますけれども、今答弁いただいた75歳以上の方でもこれまでと変わりなく健康診断が受けられるようにと受け皿を広

くというような考えもお聞きしましたし、一定の努力も見られるというように感じております。職員の皆さん、お体に気をつけて、がんばってお仕事してください。以上です。

和田副委員長 130ページ、役務費と委託料の件ですが、通信運搬費、193万も何にしているのか、その下の第三者行為求償事務手数料の件と、その下の共同電算委託料、1年の契約になると思いますが、この電算委託料の業者名をお聞きしたい。この3点

川端委員長 答弁お願いします。

古橋住民部保険年金課長 まず、1点目、役務費でございます。役務費、ここで計上させていただいているのが通信運搬費193万6,000円でございます。これは国民健康保険証の送付大量切替え等に伴う送付、それと高額医療費の該当者への通知や決定通知書を送る費用として計上いたしております。

それと、2点目の第三者行為の求償事務手数料でございますが、第三者行為と申しますのは、本来、保険の適用を受けることができない交通事故でありますとか、第三者の行為によって引き起こされた傷害等でございますが、この部分についての求償事務を国保連合会、審査支払機関でございます国保連合会に委託をしております。その委託に伴います手数料でございますが、第三者行為で給付をした金額のうち、返還された額の5.1%を支払うもので、19年度の見込額に5.1%を掛けた額を計上させていただいております。

それと、次の共同電算委託料につきましても、審査支払業務における事務を市町村共同で委託をしておるところでございますが、委託先は国保連合会でございます。今回から特定健診のシステムについても国保連合会との回線を結んでおりますので、その回線保守料もこの中に含まれております。以上です、

和田副委員長 136ページの公債費、一時借入金利子304万2,000円、これはどういう意味か。何に借りて何ヶ月借るのか。

川端委員長 答弁お願いします。

古橋住民部保険年金課長 公債費につきましては、一時借入金の利息を計上いたしております。一時借入金につきましては、国民健康保険特別会計における歳入と歳出を運転をする上で不足する運転資金について借入れを行うという形のものでございます。国保の財政安定基金の残額や一般会計からの歳計現金を活用させていただくこととしてますが、それだけではやはり不足が生じてまいりますので、国保特別会計として借入れを行うということで計上させていただいております。

和田副委員長 銀行とかで借るのではないのか。内部で借るのか。

古橋住民部保険年金課長 資金につきましては、まず第1点目に、先ほど委員がおっしゃられたように、内部資金を活用しましたが、その不足分につきましては、銀行等から借入れを行う、それらの利子でございます。

和田副委員長 内部で借る場合は利子はいらぬのではないのか、その辺をお聞きしたい。

古橋住民部保険年金課長 町という財布で考えれば、そういう理屈も成り立つのかなというふうに思いますが、一応、会計独立主義の原則をとっていますので、一般会計から借りたお金の部分については一般会計でお返しをする形になりますし、基金で流用した部分につきましては、基金の運用利子にて基金に支払うという形になります。

和田副委員長 銀行でどれくらい借っているのか。

古橋住民部保険年金課長 19年度、今現在では、銀行での借入れはございません。基金でありますとか、そういうところで運用をしています。

出口委員 先ほど課長の方から説明がありましたが国民健康保険料金が今年は500円ぐらい下がるであろうと聞いたが、どういう試算の基に、私は逆に上がってくるのではないかなというふうな考え方を持っていて、それと同時に、人間ドックの件も320万の予算を上げている。それを利用するのはいいがたくさん利用することによって、より国保の負担が増えてくるということもあるので、その辺をもう少し詳しく説明していただきたい。

川端委員長 答弁お願いします。

古橋住民部保険年金課長 今回の国民健康保険の予算につきましては、制度改正が大きく行われていることから、非常に大きな増減となっております。相対的に、退職者医療制度が変わることと、それと70歳から75歳までの方については、保険給付の割合が9割から8割に引き下がります。ただし、受診される場合については、1割負担は変わりはありません。ただ、保険給付としては9割から8割になるということになります。

それと、大きく今回制度として導入されておりますのが、前期高齢者に伴います前期高齢者の財源調整でございます。この財源調整につきましては、前期高齢者の医療費につきましては、社会保険とか他の保険等と国保との保険者間の前期高齢者の偏在による負担を調整するものでございまして、前期高齢者の加入率が全国平均として算定された医療費より高い場合は交付金としていただき、低い保険者については、逆に納付金としてお支払いをするという他保険者との財源調整が組み込まれたことによりまして、若干、保険料としては下がるのではないかと考えております。

川端委員長 出口委員の人間ドックで320万円、これね、保健事業に使うお金が下りてきてる分

を使うんですね。その辺をちょっと。

古橋住民部保険年金課長 人間ドックにつきましては、一定、大阪府の特別調整交付金で一定の財源措置がございます。それと、残りにつきましては基金を活用とすることで、なるべく被保険者の方の負担とならないような形で進めていきたいと考えております。

谷本委員 前々から気になっているが、保険証に退職者は 退になっている。これをみても一般保険者、退職被保険者に分かれている。なぜ2つに分かれているのか。また、保険料が違うのか、医療費が変わってくるのかお聞きしたい。よろしくお願いします。

古橋住民部保険年金課長 まず、退職者医療制度について説明させていただきたいと思います。

退職者医療制度につきましては、会社など退職をされまして、厚生年金などの年金を受けられる65歳未満の方とその被扶養者が医療を受ける制度でございます。具体的には、厚生年金や各種共済保険などの年金の加入期間が20年以上、もしくは40歳以降10年ある方が対象となります。

それで、一般被保険者と退職医療制度がなぜ違うのかということでございますが、先ほど申し上げましたように、この退職者医療制度につきましては、国保の中で別の財政の枠組みとなっております。退職者医療制度でかかった医療費については、退職者医療の医療給付費の額から、その退職者の方々の保険料を差し引いた額が、療養給付費交付金として賄われるということで、一般被保険者の方の保険料の転嫁にならないような仕組みになっておりまして、あえて制度としてこういう枠組みが作られております。

川端委員長 では、本件に対する質疑はこれで終了します。

続いて、討論を行います。

討論ございませんか。

まず、反対討論から。

賛成ですか。反対はありませんか。じゃ、賛成討論どうぞ。

中原委員 この4月から大きな制度改正を伴うということが先ほどの質問や答弁でも示されたところかと思えます。答弁の中で保険料についてお聞きしましたところ、平成19年度と同額程度であると見込んでいるということで、若干、減少しそうな感じもあるようで、岬町の国保の取り組みとしての努力という部分なのか、前期高齢者に対する交付金手当てとかいろいろな措置がありますので、そのあたりの影響も大きいと思うんですが、日頃より、職員の皆さん努力されているところでもありますので、賛成したいと思いますが、繰り返し要望しているように、国民健康保険の保険料を引き下げてくださいように、改めて要望して

賛成したいと思います。

川端委員長 討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

川端委員長 では、討論を終わります。

続いて、採決を行います。

議案第8号、「平成20年度岬町国民健康保険特別会計予算の件」について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

川端委員長 満場一致であります。

よって、議案第8号は、本委員会において可決されました。

お諮りいたします。

暫時休憩したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

川端委員長 異議なしと認めます。

暫時休憩することを決定しました。

暫時休憩します。

再開は、3時10分です。

(午後 3時02分 休憩)

(午後 3時10分 再開)

川端委員長 休憩前に引き続き、会議を再開します。

議案第9号、「平成20年度岬町老人保健特別会計予算の件」を議題といたします。

本件については、本会議で説明を行っておりますので、理事者の説明を省略したいと思います。

よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

川端委員長 それでは、予算書146から152ページをごらんください。

皆さん、質疑、意見はございませんか。

(「なし」の声あり)

川端委員長 では、本件に対する質疑はこれで終了します。

続いて、討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

川端委員長 討論はないようですので、討論を終わります。

続いて、採決を行います。

議案第9号、「平成20年度岬町老人保健特別会計予算の件」について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

川端委員長 満場一致であります。

よって、議案第9号は、本委員会において可決されました。

議案第10号、「平成20年度岬町後期高齢者医療特別会計予算の件」についてを議題といたします。

本件については、本会議で説明を行っておりますので、理事者の説明は省略したいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

川端委員長 それでは、予算書153ページから162ページをごらんください。

皆さん、質疑、意見はございませんか。

(「なし」の声あり)

川端委員長 なければ、本件に対する質疑はこれで終了します。

続いて、討論を行います。

討論ございませんか。

まず、反対討論から。

中原委員 後期高齢者医療制度については、いろいろな場面で問題について、私が問題と感じている点については再三述べてきておりますので、この場で改めて繰り返しません。本会計においては、事務事業に係る経費のみだということであったとしても、この事業を具体化していく先にどのようなことが行われるのかという点で考えますと、75歳以上の方の高齢者の医療を守るという点におきまして大きな危惧を感じるころでありますので、反対をいたします。

以上です。

川端委員長 賛成討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

川端委員長 ないようですので、討論を終わります。

続いて、採決を行います。

議案第10号、「平成20年度岬町後期高齢者医療特別会計予算の件」について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手多数)

川端委員長 挙手多数であります。

よって、議案第10号は、委員会において可決されました。

議案第13号、「平成20年度岬町介護保険特別会計(保健事業勘定)予算の件」を議題といたします。

本件については、本会議で説明を行っておりますので、理事者の説明は省略したいと思います。よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

川端委員長 予算書209ページから239ページをごらんください。

委員の皆さん、質疑、意見はございませんか。

辻下(文)委員 225ページ、ここの特定入所者介護サービス費、この特定入所者をちょっと説明していただけますか。

岸本福祉部高齢福祉課長 介護保険施設へ入所してサービスを受けている方が対象で、低所得者の方に食事、居住費の減額をするというサービスでございます。そのための費用でございます。

以上です。

辻下(文)委員 特定入所者というのは。

岸本福祉部高齢福祉課長 施設に入所されている方で、低所得者の方を特定入所者。

辻下(文)委員 基準は。

岸本福祉部高齢福祉課長 基準は、本人及び世帯全員が、非課税の方とか、あと合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の人です。

中原委員 218ページの第1号被保険者保険料というところがありますけれども、この後で審議される議案の中で、条例の一部改正の件で介護保険にかかわる条例の一部改正がありますけれども、この条例を適用したという前提のもとに、この保険料を算定されているのかという点を確認したいと思います。

それから、221ページ、雑入の中で認定調査受託金というのがあるんですが、去年の予算書と見比べたんですが、去年はこの説明のところに、こういったここでは3行にわたって説明が書かれておりますが、昨年は確か雑入3万円という表記しかなかったかなと思うんですが、その雑入3万円というのは、この認定調査受託金3万円に今年度でいえば当たるといことなのか、ご説明をいただきたいと思います。

それから、同じく雑入のところで、介護予防教室等利用者負担金というのがありますが、これは利用者の負担金ということは、介護予防教室に参加した利用者に利用料のようなものを払ってもらう、それに係る収入のことを指しているのかなと思うんですけれども、その介護予防教室でされる事業の中身と、もしも利用料を徴収するというでこういう予算計上になっているとするならば、利用料についてもご説明をいただきたいと思います。

それから、その下の介護予防研究協力金というのがありますけれども、これはどこから入ってくるお金なのかよくわかりませんので、それをお聞きしたいのと、これは介護予防に関して研究会か何かするものがあるのか、どんなことが研究されているのかなど、ご説明をいただきたいと思います。

以上です。

岸本福祉部高齢福祉課長 4点のご質問だと思うんですけど、まず1点目、保険料について、後ほど出てきます条例改正の分で反映しているかどうかという質問については、予算編成時期では条例改正を行っておりませんでしたので、今回の予算には反映しておりません。

2点目の受託金の3万円、昨年も3万円ということで、これは認定調査受託金の3万円と同じでございます。

3点目の負担金、介護予防教室等利用者負担金ということで、実際に利用者からの負担金1人300円をいただいております。事業内容につきましては、手芸教室、男性栄養教室、あと、はつらつ教室等の参加負担金でございます。

4点目の協力金については、これは初めて今年度から予算化したものでございます。36万5,000円については、大阪市立大学と協同で介護予防について研究しております。中身については、要支援者のサービスの使っていない方の動向を2年間、19年度と20年度、その方を追いつけて、どういうふうに変化していくかという研究をしております。

以上でございます。

中原委員 保険料についてですが、あとに出てくる条例を反映していないということですので、恐らく予想としては、この予算計上に当たっては、激変緩和措置が切れるということをお前提

にして予算計上されたということですか。そうですね。ということは、保険料の収入としては激変緩和措置が継続されるわけですから、条例が可決されれば継続されるわけですから、ここの入ってくるお金が減ることが考えられると思うんですが、それについてはどのような措置をとられるのか、お聞きしたいと思います。

それから、雑入のところの研究について、今お示しいただいたところですが、これは市大との協同でということですがけれども、市大と岬町の取り組みというか、岬町の介護保険の部署だけの取り組みなのか、ほかの団体も加盟しての研究会なのか、お聞きしたいなと思うのと、それから要支援者のサービス利用されていない方を追跡調査されるということでありましたけれども、この追跡調査をされる人数等をお示しいただきたいと思います。お願いします。

岸本福祉部高齢福祉課長 まず1点目の保険料の激変緩和ですが後ほど出てきます条例が可決された場合の平成20年度の保険料については、今のところ、平成18年度で基金が約4,100万円ございます。19年度決算見込みにおいても、いくらかの黒字がでると予想しております。このままで行くと、平成20年度は、委員が言われるように、若干のマイナス、保険料にマイナスが出るだろうというふうにも考えられます。そのときは基金から投入してと考えております。

2点目の市大での協力研究については、市大と岬町の介護保険と保健センターの方で協力してやっております。

人数については、164人中82人を抽出いたしまして、具体的にここの82人の方の自宅を訪問して協力していただいているのが現状であります。

谷本委員 223ページ認定調査費、主治医意見書作成手数料676万9,000円ありますが、これは1件につき何ぼか教えてください。それともう1点、225ページの審査支払手数料、152万5,000円これも1件につき何ぼか教えてください。

岸本福祉部高齢福祉課長 主治医意見書作成手数料676万9,000円については、1件幾らという形になっております。これはいろいろと内訳がありまして、一概に3,000円、5,000円というふうになっておりません。内訳を言わせてもらおうと、在宅、家に居られる方の新規申請で、5,250円。施設の新規申請で4,250円。施設の更新ということで3,150万円というぐあいになっております。

審査支払手数料については1件65円になっております。

川端委員長 では、本件に対する質疑はこれで終了します。

続いて、討論を行います。

まず、反対討論ございませんか。

中原委員 この介護保険については、途中の制度改正も大きなものもありまして、本年度から大きな制度上の改定というのは見受けられませんけれども、これまでの段階で利用者にとっては負担となる内容であり、かつサービスが制限されるというような中身が展開されてきているものだというふうに考えて、これまでさまざまな場面で考え方を述べさせていただいたところであります。

今回につきましては、保険料について先ほど確認したところ、後で出てくる激変緩和措置の継続については計上されていないということでありましたけれども、私は介護保険料が非常に高いということで、これまでも繰り返し値下げや軽減を求めてきましたけれども、それにつきましては抜本的な見直しがなされないままでありますし、町独自の軽減の措置としても有効なものは講じられないままだというのが現状であります。

また、サービスについても、軽度の被保険者のサービスの利用制限についても、当然、国のシステムは変わりませんし、町の施策についても変わらないというところでありますので、賛成しかねるという立場であります。

以上です。

川端委員長 続いて、賛成討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

川端委員長 では、討論を終わります。

続いて、採決を行います。

議案第13号、「平成20年度岬町介護保険特別会計(保健事業勘定)予算の件」について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手多数)

川端委員長 挙手多数であります。

よって、議案第13号は、本委員会において可決されました。

議案第14号、「平成20年度岬町介護保険特別会計(介護サービス事業勘定)予算の件」を議題といたします。

本件については、本会議で説明を行っておりますので、理事者の説明を省略したいと思います。委員の皆さん、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

川端委員長 それでは、予算書240ページから246ページをごらんください。

質疑、意見はございませんか。

中原委員 246ページの賃金のところですが、昨年度については、臨時職員をお二人というふう
に職員の配置についてはお聞きしておったかと思えますけれども、今回は嘱託職員賃金も
計上されておりますが、このあたりの人員配置について、ご説明をいただきたいと思いま
す。

岸本福祉部高齢福祉課長 昨年との賃金での違いですけれども、昨年は嘱託職員の賃金、これは1名
分でございます。この方については、介護保険特別事業勘定の方で支出をしておりました。
それを今回こちらの方に、サービス勘定の方に持ってきております。

また、臨時職員については3名分の臨時職員でございます。

以上です。

中原委員 ということは、昨年度に比べて増員が図られたということになるのでしょうか。

岸本福祉部高齢福祉課長 昨年度もこの賃金のところは1,123万1,000円で、人数的に
は4人体制で変わらないということでございます。

以上です。

中原委員 今質問いたしましたのは、昨年度の予算の審議のときに、この時期は少し制度改正で大
きなものがあつたように思うんですけれども、サービスのプランを作成するに当たっての
報酬単価が下げられたりとかですとか、あとはケアマネジャー1人当たりが作れるプラ
ンが8件までというか、担当できる人が8人までというふうな制限が加えられたりした時
期だったように記憶しておるんですけれども、それに対して昨年急いで担当職員もふやし
たというような経緯があつたように、記憶しております。その後、一時、ケアマネ難民と
言われるような時期がありましたけれども、その状況については、1年程度経過して、今
現在はどのような実態になっているかというあたりをお示しいただきたいと思えます。

岸本福祉部高齢福祉課長 昨年と比べまして、20年の4月当初、当初予算上で件数的にはケアプ
ラン作成が約200件考えております。それで今、現状の4人で対応しますと、1人50
件程度になり、あと地域支援事業の方で、介護保険事業勘定の方で主任ケアマネという位
置づけで1名おります。その方を入れて5人で回ると40件程度になるかと思えます。

以上です。

中原委員 ということは、ケアプランの作成についていえば、昨年に比べて1人当たりの労働強度
というか、そのあたりは緩和されたものなんでしょうか。変わらない。結構です。

川端委員長 では、本件に対する質疑はこれで終了します。

続いて、討論を行います。

討論ございませんか。

反対はないですか。

賛成討論どうぞ。。

中原委員 非常に賛成・反対難しいなというふう感じておるところであります。昨年、私が危惧しておりましたのは、ケアプランを立てる職員の方への非常に仕事が過重な負担になるんではないかなということで、そういう状況のもとで、真に利用者本位のサービスが確保されるのかという点について不安がありましたので、昨年度については反対をさせていただきましたが、一定、事態も少し収拾してきた部分もあるでしょうし、今回は賛成をしたいと思います。

以上です。

川端委員長 ほかにないですか。

(「なし」の声あり)

川端委員長 では、討論を終わります。

続いて、採決を行います。

議案第14号、「平成20年度岬町介護保険特別会計(介護サービス事業勘定)予算の件」について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

川端委員長 満場一致であります。

よって、議案第14号は、本委員会において可決されました。

議案第23号、「岬町後期高齢者医療に関する条例を制定する件」を議題といたします。

本件については、本会議で説明を行っておりますので、理事者の説明を省略したいと思います。よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

川端委員長 それでは、質疑、意見はございませんか。

委員会資料の13ページです。

中原委員 15ページの附則の中で延滞金の割合の特例ということで、3条に当分の間というふうに表示されてあります。ほかの条例についても当分の間という表現が見られる場合がありますけれども、本条例に関しましては、当分の間というのはどれぐらいの時期をお考えなの

か、また、はっきりと何年間というふうに限らない表現になっておりますけれども、その理由をお示しいただきたいと思います。

白井住民部長 この延滞金の割合の特例で当分の間なんですけど、この延滞金の割合につきましては、年7.3%と国の公定歩合の率との比較をしております、現在、ご存じのとおり、低金利で公定歩合が0.75という状況でございますので、この公定歩合に4%を足した分の特例基準割合と7.3%、どちらか低い方を適用されると。それが当分の間という解釈ですので、今の金利情勢からいきますと、しばらくの間、公定歩合の引き上げは、余り考えられませんので、当分の間はしばらく続くのではないかと考えるところでございます。

以上です。

川端委員長 では、本件に対する質疑はこれで終了します。

続いて、討論を行います。

討論ございませんか。

まず、反対討論から。

中原委員 本条例に関しましても、後期高齢者医療制度の岬町での具体化という格好になりますので、これまで述べてきたとおりの同じ趣旨に基づきまして、反対であります。

以上です。

川端委員長 続いて、賛成討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

川端委員長 ないようですので、討論を終わります。

続いて、採決を行います。

議案第23号、「岬町後期高齢者医療に関する条例を制定する件」について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手多数)

川端委員長 挙手多数であります。

よって、議案第23号は、本委員会において可決されました。

議案第30号、「岬町特別会計条例の一部を改正する件」を議題といたします。

本件については、本会議で説明を行っておりますので、理事者の説明は省略したいと思います。委員の皆さん、よろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

川端委員長 それでは、質疑、意見はございませんか。

(「なし」の声あり)

川端委員長 ないようですので、本件に対する質疑はこれで終了します。

続いて、討論を行います。

討論ございませんか。

まず、反対討論から。

中原委員 先ほど来と同様の趣旨に基づいて、反対であります。

川端委員長 次、賛成討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

川端委員長 ないようですので、討論を終わります。

続いて、採決を行います。

議案第30号、「岬町特別会計条例の一部を改正する件」について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手多数)

川端委員長 挙手多数であります。

よって、議案第30号は、本委員会において可決されました。

議案第31号、「岬町老人医療費の助成に関する条例等の一部を改正する条例等の一部を改正する件」を議題といたします。

本件については、本会議で説明を行っておりますので、理事者の説明を省略したいと思います。委員の皆さん、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

川端委員長 それでは、質疑、意見はございませんか。

(「なし」の声あり)

川端委員長 質疑、意見はないようですので、本件に対する質疑はこれで終了します。

続いて、討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

川端委員長 討論ないようですので、討論を終わります。

続いて、採決を行います。

議案第31号、「岬町老人医療費の助成に関する条例等の一部を改正する条例等の一部を改正する件」について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

川端委員長 満場一致であります。

よって、議案第 3 1 号は、本委員会において可決されました。

議案第 3 4 号、「岬町国民健康保険条例の一部を改正する件」を議題といたします。

本件については、本会議で説明を行っておりますので、理事者の説明は省略したいと思います。委員の皆さん、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

川端委員長 それでは、本件について、質疑、意見はございませんか。

中原委員 資料をたくさんつけていただいておりますけれども、49ページの概要に基づいて質問したいと思います。

非常に親切な資料をつくっていただいたもんだなというふうに本会議場で感じたところではありますが、まず4番の一般被保険者に係る基礎賦課総額の見直しというところで、あれこれと説明がされてありますけれども、この見直しによって、結局、一般被保険者の賦課額自体はどうなるのかと、値上げになるのか、値下げになるのか、結果として、そこはどのように予測されているかということをお聞きしたいなと思います。

それから、7番の(3)で、アからエにわたって算定について記述がありますが、ここに割合が100分の40とか100分の10とか100分の35とか出てくるんですが、これは岬町独自のものなんでしょうか。他市町村との比較等については、算定の仕方が市町村によって違いますので、一概に言えないかもしれませんが、他の市町村との比較があれば、お示しいただきたいと思います。

それから、50ページのエの特定世帯という言葉が出てくるんですが、この特定世帯というのがわかりませんので、説明をいただきたいと思います。

それから、(4)の後期高齢者支援金等賦課限度額は12万円というのは、ほかの市町村も同じであるのか、お聞きしたいと思います。

一たんここでお答えをいただきます。

古橋住民部保険年金課長 まず1点目、4番目の一般被保険者に係る基礎賦課総額の見直しということで、基礎賦課総額、いわゆる岬町で一般被保険者の総額をいくりにするかということでございます。これに基づいて保険料を算定してまいりますので、先ほど国民健康保険の当初予算の方で説明をさせていただきましたが、1人当たりの保険料は若干下がりますので、賦課総額についても一般財源相当額となりますので、若干下がるのかなというふう

に考えております。

それと、ご質問の順番で申しますと、7の(3)の保険料率の算定でございますが、所得割100分の40、資産割100分の10、それと被保険者割が100分の35、世帯別・平等割が100分の15という数字でございますが、これにつきましては、各市町村それぞれの条例で定めることとなっておりますので、各団体によって差異がございます。

それと、岬町の場合は、この四つの方式で保険料を賦課することとしておりますが、団体によっては資産割を賦課せずに、3方式で賦課しておるところもございますので、それぞれの団体によって条例で定めているというところがございます。

それと、特定世帯の意味合いでございますが、特定世帯につきましては、国民健康保険が後期高齢者医療制度に移行したことに伴いまして国保の資格を失う方で、喪失した月から5年間に限って、同一の世帯に属する者をまず特定同一世帯所属者という形になりまして、このことにより国保における単独世帯となる世帯でございます。

それと、後期高齢者支援金賦課限度額の12万円でございますが、12万円につきましては、他団体もそれぞれ条例で定めることとなりますので、若干変わってまいるのかなというふうに思っておりますが、本町の場合、国の基準をこれまで適用してまいりましたので、今回の12万円についても、国の基準どおりの12万円という形になっております。

中原委員 資料の50ページの9番の説明なんですけど、これはざっと読ませていただいたんですが、わかりかねますので、何かわかりやすく具体例を示して、再度ご説明をいただきたいと思っております。

それから、11番の(1)についても、これは申請主義の扱いなんですか。この11番の(2)では、申請のあった月からというふうに、申請がなければ、これは適用されないということだろうと思ったんですが、この(1)についても申請があった場合に適用されるのかなと思いましたが、そのあたりをご説明いただきたいと思っております。

それから、最後の12番のウ、特定同一世帯というのは、先ほどの特定世帯の説明に関連するのかなと思うんですが、もう一度ご説明をいただきたいと思っております。

以上です。

古橋住民部保険年金課長 9番目の保険料の減額、第20条関係でございますが、その部分については、きょうはちょっと別添でお配りをいたしております、このチラシをめぐっていただきまして右側ですかね、新制度のポイント3というところがございます。ここにつきましては、後期高齢者の医療制度の創設によりまして、国民健康保険料が軽減されるという部

分について記載をされておりますが、その部分がこの9番の保険料の減額、第20条関係になってございます。

まず、例の上の方でございますが、所得の低い方の保険料の軽減が引き続き受けられますということで、軽減を受けられておる世帯につきましては、後期高齢者医療の被保険者に移行することによって被保険者数が減少しても、世帯構成とか収入が変わらなければ、5年間、今と同じ軽減措置を受けられるという内容でございます。

それともう一つは、世帯ごとにご負担いただく国民健康保険が半額となります。国民健康保険の被保険者の方が後期高齢に移行されて、国民健康保険に残られる被保険者が1人、要は単身世帯になられる場合については、5年間、世帯ごとに被保険者世帯別平等割が5年間半額になるということでございます。

それと、ついでで申しわけないんですが、会社の保険などに入っておられた75歳以上の方が後期高齢者の医療制度に移行することによりまして、その扶養家族の方が新たに国民健康保険に加入するという場合も生じます。その場合、65歳以上の方につきましては、保険料の軽減が受けられるということでございます。その部分につきましては、被保険者均等割については半額、新たに加入される人だけで構成される世帯については、世帯別平等割も半額になるという形になります。

先ほど一番最後に申し上げた部分の負担軽減措置につきましては、11番の保険料の減額補正の見直しの(1)に相当する部分という形になっております。

それと最後の、後期高齢に行くことによって、社会保険の扶養家族が国保に入られる場合についての軽減については、申請主義になります。

ただ、そういう場合は、窓口でお聞きすることになりますので、同時に申請していただくことになるのかなというふうに考えております。

すみません、一つ答弁が漏れてまして、特定同一世帯所属者という部分でございます。特定同一世帯所属者と申しますのは、後期高齢者医療制度に移行したことによりまして国保の資格を失う方で、喪失した月から5年間に限って同一の世帯に属する方を特定同一世帯所属者という形になります。

川端委員長 では、本件に対する質疑をこれで終了いたします。

続いて、討論を行います。

討論ございませんか。

反対討論はございませんね。

ではどうぞ、賛成討論。

中原委員 非常に複雑で理解に困難な点もあるんですけども、全体を見回した場合に、国民健康保険に加入している方にとってはプラスになる項目が見受けられるというふうに考えております。例えば、葬祭費の支給額の1万円増額であるとか、基礎賦課限度額の見直しの値下げである、また保険料の2割軽減について、申請義務を廃止して、7割、5割の軽減者と同様の手続を講ずると、自動的に、2割軽減の方は申請をしなくても軽減が適用されるというような内容が示されておりまして、評価できるというふうに考えておりますし、また後期高齢者医療制度に伴う部分に関しての軽減措置についても、これは全国的にも批判の声が大きい問題でありますので、世論に押されての部分も当然あるかというふうに考えておりますけれども、軽減することについては当然異論はありませんので、評価したいと思っております。

気になる点としまして、保険料の賦課額の見直しのあたりで、世代間の分断を持ち込むような結果になるのではないかとということが懸念される点が1点ありますので、その点については慎重に運用を図っていただきたいと要望いたしまして、賛成いたします。

以上です。

川端委員長 では、ほかに討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

川端委員長 ないようですので、討論を終わります。

続いて、採決を行います。

議案第34号、「岬町国民健康保険条例の一部を改正する件」について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

川端委員長 満場一致であります。

よって、議案第34号は、本委員会において可決されました。

お諮りいたします。

暫時休憩したいと思います。

ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

川端委員長 異議なしと認めます。

暫時休憩することに決定しました。

暫時休憩します。

再開は4時15分です。

よろしく申し上げます。

(午後 4時03分 休憩)

(午後 4時15分 再開)

川端委員長 では皆さん、休憩前に引き続き、会議を再開しますので、よろしく申し上げます。

議案第35号、「岬町介護保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する件」を議題といたします。

本件につきましては、本会議で説明を行っておりますが、担当課から補足説明を求めます。

申し上げます。

岸本福祉部高齢福祉課長 それでは、岬町介護保険条例の一部を改正する条例の一部改正について、ご説明申し上げます。

54ページをご参照ください。

概要の方で説明させていただきます。

まず、介護保険料は、3カ年を1期として3年間の総給付費を想定して、保険料を決定しております。

最初の経緯については、平成17年度の地方税制の改正に伴い、町民税非課税から町民税課税になった結果、介護保険料が大幅に上昇する被保険者に対し、平成18年度、19年度と、2カ年にわたり段階的に引き上げる激変緩和措置をとってきました。今回の条例改正については、激変緩和措置が今年度で終了の予定でしたが、今回の政令の改正で保険者の判断において、平成20年度においても、平成19年度と同等の介護保険料の激変緩和措置を実施することができるようになったために改正するものでございます。

改正内容については、中ほどの参考の表をご参照ください。

まず、税制改正に伴う段階の変化ということで、1段階から4段階という形で書いております。この方が税制改正前は、1段階の人が税制改正後は4段階になった人のこととございます。その方が平成20年度改正前の保険料になると大幅に上昇するのに対し、平成18年度から段階的に平成19年度まで段階的に激変緩和実施してきたものでございます。

今回のこの条例の改正で、右側の平成20年度改正後という欄のとおり、19年度と同

じ金額にするものでございます。

3番の対象者については、平成17年1月1日現在65歳以上の本人、または世帯の方が課税になったことにより上昇した被保険者になります。

ちなみに対象者数は、昨年12月末現在で586人の方でございます。

恐れ入りますが、52ページに戻っていただきまして、新旧対照表でございます。新旧対照表の右側の旧で、「及び19年度」を左側の新で「平成18年度から20年度」に改め、第3条第2項の次に第3項を加え、平成19年度と同じ保険料にするための改正するものでございます。

以上でございます。

川端委員長 ありがとうございます。

委員の皆さん、本件についての質疑、意見はございませんか。

(「なし」の声あり)

川端委員長 ないようですので、本件に対する質疑はこれで終了します。

続いて、討論を行います。

討論ございませんか。

反対はないですか。

では、賛成どうぞ。

中原委員 本条例につきましては、以前から指摘をしている高い介護保険料について、激変緩和の継続をするというものでありますが、以前にも申し上げましたが、そのような措置がされたとしても、重い負担は変わらないというのが現状であるというふうに感じているところであります。しかしながら、この緩和措置の継続については歓迎するものでありまして、評価したいと考え、賛成といたします。

以上です。

川端委員長 では、他の皆さん、討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

川端委員長 続いて、採決を行います。

議案第35号、「岬町介護保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する件」について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

川端委員長 満場一致であります。

よって、議案第35号は、本委員会において可決されました。

以上で本委員会に付託を受けました議案14件については、すべて議了しました。

本日の審議計画並びに結果については、次の本会議において委員長報告を行いますので、委員の皆様方のご協力をよろしくお願い申し上げます。

これで厚生委員会を閉会します。

(午後 4時20分 閉会)

以上の記録が本町議会第1回定例会付託委員会の会議のてんまつに相違ないことを記するため、ここに署名する。

平成20年3月11日

岬町議会

委員長 川端 啓子